

日本女子大学史資料集 第五十一(五)

日本女子大學校規則

〔大正九年—大正一二年〕

日本女子大学史資料集 第五—(五)

日本女子大学校規則

〔大正九年—大正一二年〕

「日本女子大学校」規則の復刻について

学園創設以来の資料として「日本女子大学校規則」がある。創立前年にあたる明治三三（一九〇〇）年に作成した規則と、創立から大正八（一九一九）年度まで各年度で用いられていた規則については、すでに「日本女子大学史資料集第五」および「日本女子大学史資料集第五一二」、「日本女子大学史資料集第五一三」、「日本女子大学史資料集第五一四」で復刻した。本誌では、これに続く大正九年より大正一二年に印刷されている規則を復刻する。いずれの規則も次年度の入学志願者に向けて印刷された募集要項にあたるものである。資料の出処はすべて「日本女子大学校四十年史編纂資料 出所 幹事室」である。

解説

本誌に掲載した規則が適用された一九二〇年代前半は、成熟した資本主義経済の矛盾が露呈し、社会運動が広がった時代であった。国際協調とデモクラシーが世界の潮流となるなかで、日本でもデモクラシーの思想は人々に大きな影響を与えた。大戦景気による物価の高騰によって貧富の格差の拡大が明らかになり、労働運動や農民運動、普選運動などが全国に広がった。男女、老若を問わず、社会的弱者の存在が浮き彫りとなり、世の中の社会事業への関心と必要は高まり、社会事業に専心する人々もあらわれるようになった。

女性を取り巻く状況もこの時期に大きく変化した。女性の働く場が多様となり、職業婦人が増大した。ジャーナリズムでも女性に関わる社会問題をしばしば取り上げた。婦人雑誌の創刊が続き、婦人参政権獲得運動がはじまつたのもこの時期である。大正一一（一九二二）年の治安警察法の改正により女性の政治集会への参加

が認められた。女子の中等教育についても、学校数、生徒数ともに増大し、さらに上級学校への進学希望者も増えた。そのため、従来から高等女学校に附設されていた専攻科に加え、修業年限が二年ないしは三年の高等科の設置が大正九（一九二〇）年の高等女学校令の改正で認められた。本校への入学志願者（全学部合計）も表のように増加し、家事科中等教員無試験検定の特典を受けられる師範家政学部への入学志願者が、募集定員の五倍を超えた年もあつた。

年度	大正九年度	大正一〇年度	大正一一年度	大正一二年度	大正一三年度	大正一四年度
志願者数	九六四人	九一一人	九一一人	一〇一七人	一一〇五人	一二一八人
入学者数	三八九人	四〇〇人	四六三人	四四八人	五二六人	五三七人

成瀬記念館所蔵「日本女子大学校生徒調」（「調査報告綴込」）より作成

こうしたなかで、第二代校長麻生正蔵は社会の貧困や混乱を改善すべく、学術的基礎に基づいて組織的かつ実務的に対応のできる専門家の必要を察知し、「時期は今や正に熟し来つた」と大正九（一九二〇）年九月、社会事業学部を創設した（『家庭週報』第六二五号参照）。児童保全科と女工保全科の二科からなり、前者は乳幼児死亡率の高い社会状況を改善し児童の心身の健全な発達を図る必要、後者は劣悪化する女子労働現場の問題の改善が背景にあつた。「社会事業を女性で呼ぶ 米国に倣うて研究に努力する女子大学」と新聞記事（『朝日

新聞』大正一〇年九月二七日)で紹介されたこの学部は、創立者成瀬仁蔵の社会改良思想を具体化したものであつた。成瀬はアメリカ留学中、「吾天職ハ婦人ヲ高め德ニ進ませ力と知識練達を予ヘアイデアルホームヲ造らせ人情を教シ、國ヲ富し、家を富し、人を幸にシ、病より貧より救ヒ、永遠の生命を得させ、罪を「ボン、理想的社會ヲ造ルニあり」と日記に記し(一八九一年八月一〇日)、「女子も社會の一員である以上は、社會の性質なり趨勢なり現状なり又如何に之れを改善すべきや等の問題は常に觀察研究して居らねばならぬ」など、女性が社會改善に貢献することを期待していた(「婦人文庫」教育の巻一九〇九年)。存命中の大正七(一九一八)年からは、生江孝之など著名な教師を招いて社會事業に関する講座も開設し、下地を整えていた(「日本女子大學史資料集第五一四」参照)。大正一一年度の「入学志願者心得」には、学部の目的が「社會事業の組織經營指導の任に當る者を養成する」と記され、志願者は「社會事業に一身を捧げ直接に社會改善の事業に従事せん」と望むか、「直接社會事業に従事するも特志無給にて幾分の時間と労力を寄與」する、もしくは「社會の窮状を知り社會改善問題に觸れ國民生活改善の事業に對して理解と同情とを有し間接に助力を與へん」とするか、いずれかの意思をもつて入学することを望んでいる(資料番号二)。社會事業学部に対して、内務省より、奨励金二〇〇〇円が交付された。

大正一三年度入学志願者用の規則では、新しく英語科中等教員無試験検定資格が特典に付け加えられた(資料番号四、一〇頁)。これに先立つ大正一〇(一九二一)年六月に文部大臣へ英文学部卒業者に対する無試験検定の認可を申請していた。ここに添えた副申書には「英文学部卒業生中從来中等諸学校ニ奉職セルモノ少ナ力ラズ皆相當ノ成績ヲ挙ケタルコトヲ認メラレ候得共教員資格ヲ有セザル為メ近來頗ル就職ノ便利ヲ欠キ當該学校ニ於テ採用規定上遺憾トセルハ往々耳ニスル所ニ之有候」と記されている。申請の結果、一二年三月、「大正

一二年三月以降ノ卒業者ニシテ選択科目中教育学及教授法ヲ修メタル者ニ限ル」の但し書きがついて認可されたため、翌一三年度の入学志願者向けの規則から記されるようになった。ちなみに、大正一三年度の英文学部への入学志願者は前年の一・六倍に増加している。

麻生校長は、大正一一（一九二二）年一二月に印刷した一二年度入学志願者向け規則の冒頭に大きく手を加えた。創立者成瀬の遺した本校の「教育の原理」である「信念徹底」「共同奉仕」「自発創生」の指針、この三つの関係性などをより詳細に記した。「ここに「私心私情を去り純真の愛を盡して隣人の福祉を増進するに力め」「小は家族朋友より大は国家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達する」と加えたことは、本校の教育と國家社会との関係の確認であり（四頁、○教育の原理）、それを形としたものが「社会事業学部」であった。さらに、新たな項目として「訓育の方針」を加えた（七頁）。これは本校の「教育の方法」である「自治自修」を補完する内容で、「放任するのみにて實績を挙げ得べきものにあらず必ずや適切有効の指導を與へざるべからず」、「本校が純眞の愛を以て学生を訓育指導するに際し極めて厳肅なる自己反省を促し特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを甄別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の団体生活を営ましむる」と記している。本校の掲げている「自治自修」が、世で持てはやされているデモクラシーの意味とは一線を画していることを強調したといえる。しかしながら、「学生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視する」の一文も加えていて、本校の目指すものが公立高等女学校等で用いられている「訓育」の方向とは異なることを明確にしている。

未だ大学昇格への途は閉ざされてはいたが、二代麻生校長は、創立者の遺志を受けつきながら、昇格を射程にいれて学制を整えていた。

以下、年度ごとに、体裁及び特筆すべき変更・改正点を抽出紹介した。

*都立公文書館所蔵資料 305-B1-9

一 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則」〔大正一〇年度用〕

- ・大きさは 22×15 cm。「入学志願者心得」二頁、「規則」五九頁、「入学志願者学習科目選択の心得」二七頁が合冊。天地、左右をカットした。
- ・表紙には「大正九年十二月印刷」と印刷。

別紙「入学志願者心得補遺」と題する手書きのガリ版刷りの印刷物が挟まれている。大きさは 24×17 cm。復刻にあたり、天地、左右をカットした。同紙には、従来、規則書には記載されてこなかった募集学部及び募集人員、「入学許否発表」の時期が記されている。大正一〇年度は、家政学部が一〇〇名、国文学部と英文学部、師範家政学部がそれぞれ六〇名を募集し、三月中旬に結果発表の予定となつてゐる。また、入学志願できる年齢の上限が「本校規則書ニハ別ニ明記セザルモ凡テ二十五歳迄トス其以上ノ年長者ニ就イテハ特ニ希望ノ事情等ヲ聞キタル上ニテ許否ヲ決ス」と明文化された。「大正十年入学願書受付期限」は「自一月八日至二月廿八日」となつてゐる。

・寮費のうち「食料及雜費」が「拾參圓五拾錢」から「拾五圓」に改められた（五一頁、第六十七條）。

二 「日本女子大学校規則 並附属高等女学校規則」〔大正一一年度用〕

- ・大きさは 22×5 cm。「入学志願者心得」二頁、「規則」六二頁、「入学志願者學習科目選択の心得」一三頁が合冊。天地、左右をカットした。
- ・表紙には「大正十年十一月印刷」と印刷。
- ・別紙「大正十一年度生徒募集に就て入学志願者心得補遺」の印刷物が挟まれている。大きさは 22×26 cm。大正一〇年九月に社会事業学部が新設されたことに伴い、同学部の募集定員は六〇名とされ、一方、英文学部のみ一〇名減じられて五〇名になった。同紙には、附属高等女学校の募集人員も明記された。「附属小学校より進学するものを除き一般より募集するもの」は「第一学年 凡五十名」で、「第二学年以上は欠員の見込みなきにより募集せず」と記されている。
- ・「入学志願者心得」中、入学志願者は「入学願書添付する卒業若くは在学せる学校の各学科評点席次」を「各学年成績表、最近の體格検査表及び人物考查品行に関する証明書」に併記すように指示された。本校では「三年學習」課程への入学志願者と英文学部志願者に対しても試験を課し、他は書類により入学の許可者を選考していた（「入学志願者心得」四）。入学志願者が増大する状況のなかで、正確な選考を迅速かつ合理的におこなうに必要があつたからと思われる。學費に関する事項については、在寮学生の「授業料校費寮費食料の外」に必要とする毎月の費用が「平均七八圓」から「平均拾四五圓」に改められた。附属高等女学校生徒は「平均五六円」から「平均拾円」となった（「入学志願者心得」一六・一七）。
- ・社会事業学部は規則上、家政学部、師範家政学部に次ぐ実学科の三番目の学部と位置付けられた（一九頁、第八條）。同学部に所属する科目や科目學習時間などを記した頁が追加された（一二三頁・四〇・四三頁）。

頁)。

三

- ・「日本女子大学校規則 並附屬高等女学校規則」〔大正一二年度用〕
 - ・大きさは 22×15 cm。「入学志願者心得」二頁、「規則」(日本女子大学校要覧から始まる)六四頁、「入学志願者学習科目選択の心得」、一二頁が合冊。天地、左右をカットした。
 - ・表紙には「大正十一年十二月印刷」と印刷。
- ・「家政学部、国文学部、英文学部三年学習及び師範家政学部第二部」の募集が停止された(「入学志願者心得」一頁)。
- ・「日本女子大学校要覧」中、「一、本校の沿革」「二、本校教育の主義方法」部分に大幅な加筆がなされた。
 - ・主な加筆点は、現校長麻生正蔵が明治二七年以来、前校長成瀬仁蔵の女子高等教育機関創立の計画に従事していたこと(一頁冒頭)、從来から掲げてきた「國民としての教育」の目指すべき方向に「國民としての責務を盡さしむる」「國民としての資格技倅を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふ」する事が加えられた(一～三頁、○教育の方針)。
 - ・授業料が一円値上げされた(五五頁、第五九條)。高等女学校授業料も値上げされた(六二頁、第一八條)。
- ・「入学志願者学習科目選択の心得」の冒頭に「主専攻科目」「必修科目」「副専攻科目」「自由選擇科目」の関係が加筆された。

- 「日本女子大学校規則」〔大正一三年度用〕
- 大きさは $22 \times 15\text{ cm}$ 。この年より大学部のみの規則集となる。全六〇頁、うち五一頁から六〇頁が「入学志願者学習科目選択の心得」となっている。天地、左右をカットした。
 - 表紙には「大正一二年十二月印刷」と印刷。
 - 一〇頁、「高等女学校及び女子師範学校の教員として無試験検定を受くる特典」が英文学部卒業者に対しても付与されることになった。
 - 一一頁、役職の一つに副幹事が新しく置かれた。

(成瀬記念館)

大正九年十二月印刷

日本女子大學校規則

並
附屬高等女學校規則

② 入學志願者心得補遺

一入學願書二氏名、右側ニ必テ片假名ヲ附スルコト
一大正十年入學願書受付期限ヲ左一画、定ム

自一日八日但並場地ト之迄未達付期限迄到着得止様發送セシムト
至二月廿六日

一入學料(五圓)入學許可、通知ヲ受ケタル後在學證書ヲ添ヘ納入スベシ
一受験入學者凡テ受験許可、通知ヲ受ケタル戊始ニ規定金額(參圓)ヲ納入スベシ

一 募集人員左、如シ

一家政學部

百名

一國文學部

六十名

一英文學部

五十名

一師範家政學部

六十名

一入學志願者一年齡ニシテ

一本校規則書三別明記乙在元氣二十五歲迄ノ其以上、年長者三就丁ハ
特ニ希望、事情等ヲ宣キタル上ニテ許否ヲ決ス

一入學許否及發表期日、三月中句ニ於テ入

一規則第六本文三條三掲載、食料及雜費八金鹿頭立教場額シテ拾五圓十文
一規則第十八條、特修生八額合三三當分募集也

○入學志願者心得

○本
校

- 一、本校各學部に入學せんと欲する者は規定の入學願書履歴書に左の書類を添へて差出すべし（規則書第三十條参照）入學願書には氏名の右側に片假名を附することす（證明書）卒業若くは在學せる學校の各學科評點を記したる各學年成績表、最近の體格検査表及び品行に關す（證明書）卒業若くは卒業見込の證明書
- 二、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ

譯解（ナショナルリ）作文、書取、會話

- 三、各學部特修生として入學を許可するに際し試験を以て學力を査定する場合は左の科目に就て行ふ

國語（語文、文數學、算術幾何若くは代數）物理

右試験の程度は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外前項規定

- 四、家政學部、國文學部、英文學部三年學習及び師範家政學部第二部に入學を許可する者は當分五ヶ年程度高等女學校及び師範學校卒業生にして本校の査定標準に合格せる者に對し左の科目に就て試験を行ふ（規則書第二十條参照）

國語（語文、文數學、算術幾何若くは代數）物理

右試験の程度は修業年限五ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外左の程度

に依り英語試験を課す

譯解（ナショナルリ）文典、作文、書取、會話

- 五、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず六、入學願書の受付は毎年一月八日より開始し三月十日を以て期限とす但年度の都合によりて伸縮することあるべし
- 七、右期限後査定の結果入學の許否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし

八、入學願書差出の後病氣若くは家事上の都合等にて入學を取消さんとする者は遲滞なく其旨届出べし
 九、^し入學願書差出の際履歴書に記載したる現住所を變更したる者は速に届出づべし
 一〇、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を完了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除籍す
 一一、入學許可後第一學期中病氣其他の事故に依り缺席しれる者は除籍すべし

○附屬高等女學校

- 一二、高等女學校第一學年に入學志願の者は規定の入學願書履歴書に左の書類を添へて差出すべし（附屬高等女學校規則第十二條参照）
 一、卒業若くは在學せる小學校の各學科評點を記したる各學年學業成績表、最近の體格検査表及び品行に關する證明書
- 一、卒業若くは卒業見込の證明書
- 一三、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するものゝ外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず
 但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ
- 一四、前記第六より第十一に至る各項は之れを高等女學校志願者に適用す

○通學入寮に關する事項

一五、規則書第六十八條に規定せる如く本校學生は自宅以外よりは通學を許さず凡て入寮せしむるを以て本則とせるか故に入學志願者は豫め諒知せらるべし特別の事情ありて入寮すること能はざる者は其事由を申出で許可を受けたる上に非れば勝手に通學することを得ざるものとす

○學費に關する事項

一六、本校學生にて在寮する者の學費は規定の授業料校費寮費食料の外平均七八圓を要すべく故に毎月約參拾圓を要すべし
 一七、附屬高等女學校生徒にして在寮する者にあつては同じく規定の學費の外平均五六圓を要すべく故に毎月約貳拾六圓を要すべし

日本女子大學校

○本校の沿革略 本校は創立者たる前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來其計畫に從事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり今大正八年度の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經常費六倍弱土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して千六百有餘名大學部卒業生亦千七百有餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂げたるのみならず長くも屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり即ち開校の年明治三十四年九月には昭憲皇太后特別の恩召を以て御下賜金あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下並に山階宮閑院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を辱くし次て同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には皇后陛下の恩召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を辱くせり是れ啻に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子高等教育に取りて無上の御獎勵といふべく青年女子たるものに感奮努力して報効の誠を致さるべからず特に本校は目下規模擴張の計畫中にして近き將來に於て綜合大學としての實を擧げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんことを期しつゝあり

○本校の組織 現今開設せる科及び部は左の如し

文科 國文學部 修業年限 四ヶ年

文 實 學 科	英 文 學 部	修業年限	四ヶ年
同	家政學部	同	同
附屬高等女學校	師範家政學部第一部	同	同
附屬豐明小學校	修業年限	第二部	三ヶ年
附屬豐明幼稚園	滿四歳ヨリ六歳マデ	同	一
○免許學科	尋常科六ヶ年		
一 師範家政學部第一部	家事		
一 同 第二部	家事		
○資格			
一 修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者			
一 專門學校入學者検定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者			
一 專門學校試験検定合格證書を有する者			
○教育の目標	本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り設令性格は至醇なるも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なからべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以		

なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも高尚有爲の人物として完成し得るものにあらず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頬に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徵にして男女と共に通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本分を實現せしむるを以て教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢献するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶對に同

一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を施すと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮するの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる資質と長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其資質長所を發揚し尙進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占むるか日本國民は世界人文の發展東洋民族の進歩に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは個人の短所の矯正を含まざるにあらざるも主として各個學生の長所を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有的通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからず個性の發揮は當に社會の改善進歩の實力たるのみならず又個人の天賦を實現し其満足幸福の完ふせらるゝ所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間的生活の根本動力たり共同奉仕は信念徹底

によりて養ひ得たる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力激渦として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしめ又徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自愈瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舍又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授の方面に於ては自動主義の下に講義實驗實習を課すると共に訓育修養の方面に於ては自治機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある學校生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに努力せしむ而して各學年の修養上の集注點と係の種類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學年及び各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績報告會を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係農藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縦の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實効を擧ぐるに努力せしむ尙係の會の外に毎週一回有志學生の瞑想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を前後二回に開催し信念徹底に力む總て此等の係及び會は素より學生の自治に任ずるも其活動をして有効ならしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舍の教育 寮舍は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にする故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下寮舍二十一にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活す大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に

一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動主義の下に衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤労の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしめんとす

○本校の體育　體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感ずるのみならず我日本婦人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることゝ將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より體操遊戲競技等の體育のみならず學校寮舍及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生涯へざる興味を養はしむるに力むる所以なり

○法人的組織　三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行為證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行為證書

東京小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資產の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資產を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行為をなして左の條項を定む

第一條　本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て

一 目 的

目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名 稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資 産

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資產(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二金義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資產に編入すべきものとす

第七條 資產の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表

に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資產は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資產より生ずる利子及び其他の収益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 経費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て経費に充つることを許さず

第十一條

本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を經たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半數の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委囑す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定嘱託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評議員

教務委員

侯爵

(イロハ順)

大岡限重

倉孫兵

伯子爵

爵

男爵

文學博士

麻村久太郎
松井茂吉
生保吉
本房吉
亦田吉
正太之
藏郎讓助衛平郎
紀衛信
職助衛平郎
藏郎讓助衛平郎
紀衛信

教務委員
理事

教務委員

四
四

財務委員

財務委員

○教職

幹校
事長職

授教員
事務員
（家政學部長）
國文教學
文學史教學
文繩手
文學文
國文教學

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 教

授

社 儿 日 法 國 兒 生 數 漢 國 育 家 西 生 英 倫 化 國
會 童 本 文 童 生 理 學 育 文 文 兒 事 洋 美 理 文
事 研 歷 文 研 術 生 文 學 學 學 理 史 學 語 學 學
業 研 史 制 學 研 學 文 學 學 學 理 史 學 語 學 學

文 文 文 文 文 文 文 文
學 學 學 學 學 學 學 學
文 文 文 文 文 文 文 文
學 學 學 學 學 學 學 學
文 文 文 文 文 文 文 文
學 學 學 學 學 學 學 學
文 文 文 文 文 文 文 文
學 學 學 學 學 學 學 學

生 檜 中 中 武 高 橫 河 川 垣 樺 渡 太 大 大 ミ 友 堀 穂
江 崎 村 村 島 島 手 野 野 内 遊 田 岡 塚 澤 ス、枝 鍼 積
淺 又 平 千 代 清 健 松 正 英 孝 萬 保 謙 ヨ一 高 之
孝 太 孝 進 次 三 之 一
之 郎 也 午 郎 部 助 丸 作 三 董 一 之 枝 治 二 プ 彦 丞 銀

三

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

化 國 實 宗 美 料 家 物 兒 偷 英 保 心 生 哲 西 禮 西 洋 洋 歷
學 庭 語 物 文 文 文 文 文 文 文 文 文 文 文 文 文 文 文 文
藝 践 文 教 理 董 理 英 健 理 物 文

文學博士	法學博士
文學博士	理學博士
文學博士	文學博士
文學博士	醫學博士
文學博士	醫學博士
文學博士	文學博士
文學博士	文學博士
文學博士	文學博士
農學士	農學士
藥學士	藥學士

村川田口木亦太志堅文和嚴繁謙安安牧耕か次正正正藤塚部崎藤生木小祐平太井々木小平太櫻佐麻安姉阿手近後富深桑山松二イージーフィリップス

洞 岡 周 同 同 同 教 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 教

員

授

家 家 家 料 英 體 英 博 國 教 英 英 美 髐 經 日 食 術 英 髐

文 授 文 本 物 生 文
濟 歷 研

事 事 事 理 語 操 語 物 學 法 學 語 術 操 學 史 究 學 學 操

バチエラーオブアーツ

文學士

バチエラーオブアーツ
マスター・オブアーツ

醫學博士
文學博士
法學博士

マスター・オブアーツ
バチエラーオブアーツ

佐 中 月 玉 武 高 小 大 角 森 上 島 白 白 鹽 芝 三 三 岸 木

賀 村 田 木 田 桑 山 橋 岡 代 田 濱 井 澤 田 宅 本 能 內
ふ 荣 あ ゆ 春 常 た 重 昌 葛 定 武
さ 代 寛 直 や 花 ん 廣 三 藏 の 祐 徵 郎 貞 盛 則 秀 太 愛

同 同 同 同 同 同 同 同 署 同 同 同 同 同 同 同 助 同

托 教 師

手

オヴ 琴茶生薙ビ 料 琴圓化體 料 家家物化裁 博化
アル ア 理
ガ オ リン ア 禮
ン 道花刀ノ理 藝學操法事事理學縫物學

青安出近兒矢久渡今瀬篠阿藤野上若小岡早鈴
木達井藤島澤野邊井野 塚 部田呂坂原原 笠崎川木ひ
一志 清よ文い 鎌慶 よ 寿リ さで
能孝琴し茂さ久吉松信し貞貞子ウ富孝文わる

囑托教師

同

翠

寮監及指導者

導

寮監兼指導者

導

寮監兼指導者

者上監者上監者上監者上監者

寮監兼指導者(寮舍事務係)

導

寮監兼指導者

導

寮監兼指導者

導

寮監兼指導者

導

寮監兼指導者

者

(イロハ順)

米吉横淀加輕若小大大都星帆仁今出井佐渥

澤田田野藤部原山橋岡丸野足科城野上順野美

けさゆ萬ま繁

文い春い正伴富ん廣枝漱す環節璞柳秀誠野

庶教會 指察察指察同指察察同同同指察
務 審監 兼監 上（指導事務係）
務 審監 兼監 上上者監
務 計 事 導 指導 者者監者者者上者監
務

員

中藤池 鈴須瀬 上西佐手福藤藤黒野上中月高
村 原上 木 田野代洞賀塚永田原田呂坂村田桑
錄 千順 ひ き た民ふか 千こり榮
一七 太 で 郎代一 るよ信の野さね政貞代と壽う代寛花

同圖會同教

醫務科外講師

文學博士
醫學博士
文學博士
藥學博士
文學博士
文學博士

前高三上村中中坪田神戸井堀岡菊小松江
此木田上田井川濱内原田川上田池池原口
田信耕參萬知二一雄良乃安次い定ゆ
六圓郎安次年至郎郎藏純武宅郎そち恵きの郎
八

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適實なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うする
の淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

第二章 科 部 科 目 修業年限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科(醫科)の三科とし各科を細別して部とし各
部に科目を分屬せしむ(但し醫科は當分之を缺く)

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の

八部とす

但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部に副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、體育部、農藝部、商業部の五部とす

但し當分家政學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他部の主副專攻科
目は順次開設するものとす

第九條 科目は各部に分属せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を専攻選擇科目び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす

實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び適當左の如し

倫理學 第二學年第三學年

心理學 第一學年

國語 第一學年

英 語 第一學年第二學年

(哲學部第二、三學年に配當せ
る倫理學概論を以て之に充つ)
(哲學部第一部第一年に配當せ
る倫理學概論を以て之に充つ)
(國文學部第一部第一年に配當せ
る國文學概論を以て之に充つ)
(國文學部第二年に配當せ
る國文學概論を以て之に充つ)
(修辭及び現代國文學概論を以て之に充つ)
(修辭及び現代國文學概論を以て之に充つ)
(英文學部第一部第一年に配當せ
る英文學概論を以て之に充つ)
(英文學部第二年に配當せ
る英文學概論を以て之に充つ)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選択するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尚ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

第十五條 自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を超えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十二時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

第二十條 但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第一 文 科

一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、心理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學評論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代腳本、近代小說、近代詩歌

六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒童問題研究

八 美術部

本邦畫、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

第二 理 科

一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分

二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭微生物學、地質礦物學、天文氣象學、
自然研究

第三 實學科

一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及ビ食用器具及ビ臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及ビ比較、住居建築、住居ノ發展及ビ比較、室內裝飾及ビ設備、室內什器ノ取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老、社交及ビ禮法、生花、茶道

二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭微生物學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

三 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格檢查法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戲

四 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養鷄養蜂類、田園經濟學、田園社會學、田園生活ト婦人

五 商業部

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

第三章 學年 學期 休日

第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とする

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日曜日

神季皇靈祭

天長節祝日 十月三十一日

紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 六月二十五日

本校創立記念日 四月二十日

第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

第一 文 科

一、教育學部

科	實踐倫理	第一年	第二年	第三年	第四年
教育學概論		二	二	二	二
家庭教育法			二	二	二
中等育女學法校					
家事教育法					
國語教授法					
英語教授法					
社會教育	二				
教育制度及法令					
兒童研究					

二 哲學部

科 目								第一年	第二年	第三年	第四年		
哲學概論	西洋哲學史	東洋哲學史	心理學概論	倫理學概論	現代倫理問題	美學概論	美術概論	美術史	論理學概論	國民道德	現代哲學思潮	宗教學概論	現代哲學概論
									二				
									二				
									二				
									二				
									二				
									二				
									二				
									二				
									二				
									二				
第一、二學期													
二	二												

三、國文學部

						科 目		第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
漢文	支那文學史	國文學史	國文學史	中世國文學	近代國文學	作文文法修辭	國語學概論				
二	二	二	二	二	二	二	二				
二	二	二	二	二	三	二	二				
二	二	二	二	二	二	二	二				
二	二	二	二	二	二	二	二				

四、英文學部

二八

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
英 語 讀 解	七	七	七	五
英 語 發 音 會 話	二	二	二	
英 語 文 典 作 文	三	三	三	
英 文 學 史				
英 文 學 評 論				
第二 英 文 學	三	二	二	
第三 英 語 讀 解	二	三	二	
第四 英 語 讀 解	二	三	二	

五、文學部

科 目		第一年	第二年	第三年	第四年
東 洋 史	本 �邦 史				
一	三				
一	三				
一	三				

六 史學部

科 目	第一年	第二年	第三年	第四年
文學原理論				
言語學概論				
音聲學概論				
近代文學思潮				
近代散文				
近代脚本				
近代小說				
近 代 小 說				
近 代 脚 本				
近 代 散 文				
近 代 文 學 思 潮				
音 喻 學 概 論				
言 語 學 概 論				
文 學 原 理 論				

七、社會學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年		
經 濟 學	本 邦 制	社 會 概 論	應 用 社 會 學	人 類 學	國 勢 研 究	家 族 研 究
二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二

地	人	史	西
理	文	學	洋
學	史	概	史
二		二	
			二
			二
		二	二
			二
			二

婦人問題研究

慈善問題研究

兒童問題研究

八、美術部

科 目						
第一年						
第二年						
本 邦 薔	西 洋 薔	唱 歌	ビ ア ノ	オ ル ガ	ヴィ オ リン	琴
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一

一、數學部

三三

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
代 數 學	二	二	二	二
幾 何 學	一	二	二	二
三 角 術				
微 分 積 分				
解 析 幾 何				

二、理化學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
物 理 學	二	二	四	四
家庭 物 理 學	三	三	四	四
化 學	三	三	四	四
家庭 化 學	一	二	三	三

三、博物學部

科 目	第一年			第二年			第三年			第四年		
	生 物 學	概 論	二	動 物 學	學	二	植 物 學	學	二	家 庭 博 物 學	學	二
自然研究			一	二								
天文氣象					三	三						
地質礦物					三	三						
家庭微生物學					二	二						
生理衛生學												
勤務學												
植物學												
家庭博物學												
生物學概論												

第三 實學科

一、家政學部

科 目										第一年	第二年	第三年	第四年		
洗 漉	衣 製	衣 術	衣 經	衣 原	料 理	具 料 及 理 用 及 盛 所 研 用	食 物 物 術	食 物 物 經	應 用 營 養	食 物 物 調	食 物 物 化	食 物 物 原	食 物 物 料		
														三一	
														三二	
														三三	
														三四	
														三五	

看護	裁縫	染色
養老	手藝	縫繡
兒藝	衣服の發展及比較	四
園理	住居建築	二
育管	室內裝飾及設備	四
家庭	家具什器の取扱	二
住居	住居經濟	二
衛生	住居の發展及比較	四
	第二、三學期	四
	第一、二學期	二
第一、二學期	第二、三學期	二
二	二	二
	第三學期	二
	二	二
	二	二
	二	二

社交及禮法

一 師範家政學部 本學部の科目は家政

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻科目とし之を二部に分ち左の如く課程を規定す

部		科 目	全體		科
			必修 科目	實踐倫理	
倫理學	計	體操			第一年
	四	二	二		第二年
二	四	二	二		第三年
二	四	二	二		第四年
	四	二	二		

攻 專 主				小	計	科 目				目科修必分			
育兒法	食物研究	住居研究	衣服研究			家庭微生物學	生理衛生學	家庭化學	家庭物理學	家政學部共通基礎	英 語	國 語	心 理 學
				二	八		一	二	三	二	九	三	四
				第二、三學期 二	第二、三學期 三五	九					五	三	
				第三學期 二	三	六					二		
						四							

科 目		第一年	第二年	第三年
必修部分	必修科目	全體	必修	必修
心 理 學	倫 理 學	計	體 操	實 践 倫 理
二		四	二	二
		四	二	二
		四	二	二

第二部

科 目		看護養老	第一、二期期二
合 計	教 育 學	家庭管理	
	理		
三一			
一七	八	三	飲 食 學 校 教 育 法 二
一六	一〇	三	一 般 教 授 法
一四	一〇	三	家 事 教 授 法

教 育 學

中等女學校概論 二

一般教授法 二

教 育 學

中等女學校概論 二

一般教授法 二

理 計

八 一〇 一〇

三 三 三

合 計

二五 一九 一六

一〇 一〇 一〇

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす
副専攻科目として物理化學を選択する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

三、體育部

科 目	第一 年				第二 年				第三 年				第四 年				
	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年	
應用解剖生理學																	
體 育 原 理																	
體 育 史																	
體育法の比較研究																	
體 格 檢 查 法	二				二	一	二		二	一	二		二		二		二

治 療 體 操

體 操 教 授 法

體 操 及 遊 戲

二

二

二

二

二

四、農藝部

科 目	第一年				第二年				第三年				第四年				
	土 壤 及 肥 料	應 用 昆 蟲 學	園 園 飼 養 蜂 類	田 園 經 濟 學	土 壤 及 肥 施	應 用 昆 蟲 學	園 園 飼 養 蜂 類	田 園 經 濟 學	土 壽 及 肥 施	應 用 昆 蟲 學	園 園 飼 養 蜂 類	田 園 經 濟 學	土 壽 及 肥 施	應 用 昆 蟲 學	園 園 飼 養 蜂 類	田 園 經 濟 學	
田 園 生 活 と 婦 人																	
田 園 社 會 學																	
田 園 經 濟 學																	
園 園 飼 養 蜂 類																	
園 園 經 濟 學																	
田 園 生 活 と 婦 人	一	一	二														
田 園 社 會 學																	
田 園 經 濟 學																	
園 園 飼 養 蜂 類																	
園 園 經 濟 學																	
田 園 生 活 と 婦 人	一	一	二														

五、商業部

四二一

科 目		第一年	第二年	第三年	第四年
商 業 概 論			二		
經 濟 商 業 地 理			二		
商 用 算 術		二			
簿 記 及 計 算			一		
商 品 學			三		
商 事 經 營		二			
商 業 實 務					
商 法					
二	三	二			

第五章 及落 卒業

- 第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す
 第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を參照し教授會議の議決を以て之を評定す
 第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

校 印

姓

名

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す
(學習科目を掲ぐ)
各教授の證明に従し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

校長 氏

名印

印

第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は從前の學歴に於ける成績を考查し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

- 一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者
- 一、専門學校入學者検定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者
- 一、専門學校試験検定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込ありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

- 一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者
- 二、専門學校入學者検定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者

但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるものに限り入學を許可することあるべし

第三十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歴書を認め成績體格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし

(用紙英語)

入學願書

本籍　　府　　國　　郡　　市　　區　　町　　番地

華士族平民何某
姉何妹女

何

生年月日　誰

私儀御校何科何部へ入學仕度候間學業成績御考查の上御許可被下度別紙履歴書並に證明書相添へ此段相頼候也

年　　月　　日

右
何
誰印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙英濃紙)

履歷書
本籍 縣府 國 郡市區 村町 番地

華士族平民 何某 姉何妹女

何

誰

一生年月日
一生地

一轉住(何歲より何歲迄何地に轉居す云々)

一現住所

一兩親の有無年齢

一父兄の職業

一何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業

一何年何月より何年何月迄何地何誰に就て何學を修業す

一

賞罰

右之通に候也
年月日

右

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

四六

(用紙美濃紙)

在學證書

現住所

本籍府縣國鄉市區町村番地

華士族平民何某

何姉妹

何誰
生年月日

三錢印紙
收入

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也
但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所

本籍族業

保證人何

誰印

年月日

生年月日

日本女子大學校長氏名殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出すべし

第三十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- 二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
- 三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を專修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十一条 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二条 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三条 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四条 研究科生は許可を得て参考の爲め本科の講義に出席傍聴することを得

第四十五条 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六条 所選題目研究の結果を按検して證明書を授く

第四十七条 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第九章 特修生

第四十八条 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定した者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九条 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十条 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一条 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二条 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三条 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歷書其他の書式は正科に準す

本籍

府縣市區町村

番地

華士族平民

何某

姉妹

生年月日

誰

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年月日

日本女子大學校長氏名殿

右
何
誰印

第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の参考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

第十一章 學費

第五十七條 受験入學志願者は受験料金參圓を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金六拾六圓とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾四圓 **第二學期** 貳拾四圓 **第三學期** 拾八圓

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 圓 **第二學期** 貳 圓 **第三學期** 壱圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十二章 察 規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自衛自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々體は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべ

し

第六十七條 審生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	貳圓五拾錢	食料及雜費	拾五圓
折衷寮	寮費	參圓	食料及雜費	拾五圓
洋風寮	寮費	圓	食料及雜費	拾五圓

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一 教育勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學に誇らす信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判断するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發練磨し他日本業の後と雖も萬般の事物に

接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし

一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

附屬高等女學校規則

第一章 總 則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす
第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に從ふ

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

高等女學校學科課程及時間表

		科目	學年	時間	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
國	修	身	一	人倫ノ要旨	一	同	一	二	法上
六	文法、讀、作文、	誦讀、習字、	六	同	上	上	同	作同	法上
六	同	上	六	同	上	上	二	二	同
五	同	上	五	同	上	上	同	上	上

	英語	歴史地理	數學	理科	裁縫	圖畫	音樂	體操	計
三〇	五 音方、熟字、會話	四 日本地理史	二 算術	二 植物、動物、物	一 雜事	三 縫繩方、裁方	一 自在	三 遊體操、教練、戲	三〇
三〇	五 同	二 世界地理上	二 同	四 物同	一 同	三 同	二 單音唱歌	二 同	三〇
三〇	五 同	一 世界地理	二 同	四 化物	二 上	三 上	三 複音唱歌	三 同	三〇
三〇	五 西洋歷史	二 幾何	二 衛生	二 經濟、看護法、國際	一 幾何	四 同	二 同	三 同	二九
二九	五 地歷史	一 代數	一 理科概說	二 婦人衛生	一 幾何	四 同	三 同	三 同	

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により教員會議の議決を経て之を評定す
第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但し相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學志願者は左の書式に從ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

(用紙表裏紙)

入　學　願　書

本籍　府　縣　國　市　區　町
　　郡　村　番　地

華士族平民何某姉何妹女

何

誰

生年月日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度
別紙履歷書相添へ此段相應候也

年　月　日

右父兄

體印

日本女子大學校長氏名殿

本籍 腹歷書
縣國 郡市區町
華士族平民何某
何姉何妹女

何

姉何
妹女

誰

- 一生年月日
- 一生地
- 轉任(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)
- 現住所
- 兩親の有無年齢
- 父兄の職業
- 何年何月より何年迄何學校にて第何學年修業中或は卒業
何年何月より何年何月まで何地何誰に就き何學を修業す
……
- 一賞罰
- 右之通に候也
- 年月日

右父兄

誰印

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

- 第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず
一品行不良にして改善の見込なしと認めたる者
一學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
一體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者
一引續き一個年以上缺席したる者
一正當の事由なくして引續き一個月以上缺席したる者
第十五條 退學せんと欲するものは保證人連書して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第五章 學 費

- 第十六條 受驗入學志願書は受驗料金貳圓を入學願書に添へて納むべし
第十七條 入學許可を得たる者は入學料金參圓を在學證書に添へて納むべし
第十八條 授業料は一學年四拾八圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし
第一學期 拾 八 圓 第二學期 拾 八 圓 第三學期 拾 貳 圓
 但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし
第十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期初め五日以内に分納すべし
第一學期 貳 圓 第二學期 貳 圓 第三學期 貳圓五拾錢
 但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし
第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

職員

長事論

音國裁英理地圖體國料
家語、數學科、歷理、語操盤史縱學科語譜縱事樂

玉竹高高加若若大小丁本穗伊塘渡麻
木中桑橋藤木原島山間積藤茂邊生順
玉三八四太英正

直榮花勇吾里富重ん春哲銀鈴郎一藏

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

數理國理英圖體國體數國裁體英料體家歷體歷英家

理、史、史、
禮 理 國

學科語科語畫操語操學語縫操語法操專科操語語事

文學士

マスター オブアーツ

バチエラオブアーツ

須 鈴 角 筵 上 白 白 菊 木 酒 西 麻 阿 小 藤 黑 野 野 上 內 長 中

木 塚 代 演 井 池 內 井 洞 生 部 泉 田 田 呂 村 野 田 澤 村
田 ひ 春 き た 代 演 規 池 內 井 洞 生 部 泉 田 田 呂 村 野 田 澤 村
で よ た 矩 た 十 民 梅 す こ 寿 ハ と 築

清 る 三 し の 微 郎 か 愛 代 野 子 貞 よ 貞 と 子 ナ 貞 敏 し 代

入學
志願者
學習科目選擇の心得

目次

新學則の三綱要

- 新舊學則の異同
- 教授時間の減少
- 選択制度の採用
- 修業年限の伸縮

學則の編成法

- 學則の中心としての必修科目と選択科目
- 全體必修科目と部分必修科目との役目
- 主副専攻科目的役目
- 自由選択科目の役目
- 部と科との意義

科目の選択編制の方法

學習時間の割合

- 最少學習時間の割合
- 最多學習時間の割合

學習課程編制の範例

1、家政學專攻志望生の學習課程編制範例

- 第一例(最少學習時間)
- 第二例(最多學習時間)
- 第三例 國文兼修
- 第四例 英語兼修
- 第五例 理化兼修
- 第六例 裁縫兼修
- 第七例(三ヶ年學習)

二、英文學專攻志望生の學習課程編制範例

○第一例(最少學習時間)○第二例(最多學習時間)○第三例 國文兼修○第四例 家政兼修 ○第五例(三ヶ年學習)

三、國文學專攻志願生の學習課程編制範例

○第一例(最少學習時間)○第二例(最多學習時間)○第三例 家政兼修○第四例 英語兼修 ○第五例(三ヶ年學習)

四、師範家政學專攻志願生の學習課程編制範例

○第一部 第一例 理化兼修○同 第二例 裁縫兼修○同 第三例 國文兼修○同 第四例 英語兼修○第二部 第一例 國文兼修○同 第二例 英文兼修○同 第三例 裁縫兼修

一、本學則の三綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の方法にしてその特色は(一)教授時間の減少と(二)選擇制度の採用と(三)修業年限の伸縮の三綱に約するを得べし

一、教授時間の減少 主義に於ては變はらざるも從來の學則に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少きが爲め智識は外部よりの糊塗となりて難礙に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れざりき此を以て本學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年 在學の學生に於ても最少限毎週十九時間の出席學習を以て正科卒業生の資格を得ることゝせり、尤も學生の體力共に適當なる場合には科目の性質にも參照して出席學習時間數を毎週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

二、選擇制度の採用 選擇制度も亦本校が從來より採用し來りし所のものなるも必修科目の數と其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なかりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが本學則は兩科目的割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目に過ぎず其學修時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するを得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は又從來の如く其學部に入學すれば其處に指定されたる一定の科目園を是非共學習せざるを得ざるが如き検束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の專攻科目乃至自由選擇科目を選定し以て各自の學科課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副專攻科目選定の場合には當人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に參考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せ

しめ之に許可を與ふることゝせり

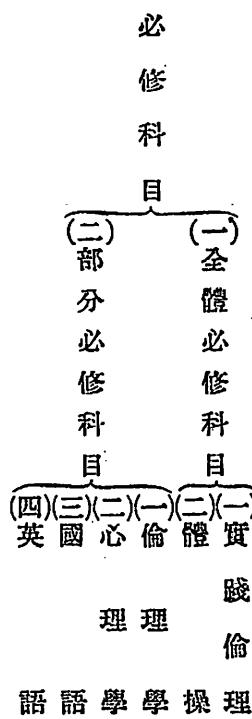
二、修業年限の伸縮 従來の慣例に依れば各學校の修業年限は一定年限内に規定あるも本來の性質より云へば各學生の體力性質其他の事情により自づから多少其長短を異にするべき筈のものなり故を以て本學則に於ては本科の正科卒業生としての資格を與ふるには前述せる如く少くとも四學年を通じて毎週十九時間毎年三十六週間の學習として計二千七百三十六時間の學習をするを以て多數一般の學生に最も適當にして理想的なるものとして編制されたり故に本學則は四年を以て理想的修業學年とするものなるも達成を要する場合に體力性質共に適當なるものは毎週二十五時間づゝ學習すれば三ヶ年にて卒業し得べく又或は餘裕ある學習の希望若くは其他の事情に依つては五ヶ年にも卒業し得べき事とせり故に卒業資格としては少くとも三ヶ年の在學を要する事とせしも三ヶ年修業必ずしも理想的なりと云ふにあらざるなり然れども師範家政部に於ては文部省の教育法規との關係上之を二部に分ち第一部は四ヶ年修業第二部は三ヶ年修業と規定せしも其精神に至つては他部と異なる所なく即ち同一の精神を異なれる形式の上に表はしたるものに過ぎざるなり

二、學則の編成法

學則の中心としての必修科目と選擇科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の憂なきにあらざるもその中心點を捕捉せんには刃を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要なる性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應せん爲め種々なる専門科目を選択科目として各科各部を分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ二點にし

て然かも選擇に重きを置きたる制度たるなり

全體必修科目と部分必修科目との役目 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一)實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の軸輪信念涵養の根源にして(二)體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍛磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一)倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道徳の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要な事なるが故に二學年を通じて之を課し(二)心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍛磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三)國語及び(四)英語は共に發表理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に又修養上頗る價値あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課すこと、せり

主副專攻科目の役目 學生は各々個性を異にし體力を異にし其他の事情を異にするが故に

選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に參照して或は主専攻科目のみを選擇せしめ或は其上に副専攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主専攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼修せんと欲する場合には國語を副専攻科目として選擇するを得るが如き是れなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の専攻科目團に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狹隘却て事物の眞相を看取りし得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的狹くして深く即ち研究に専門的色彩を帯ばしめんと欲せば主専攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接なる關係ある科目を自由選擇科目として選び主専攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味の分配と云ふ事に存するなり

今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

選 擇 科 目 (一 主 專 攻 科 目 (主興味集注科目))
 選 擇 科 目 (二 副 專 攻 科 目 (副興味集注科目))

(三) 自由選擇科目 (主要の役目……興味集中の補助)

部と科との意義 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集め一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定數の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一

定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副專攻科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

三、科目の選擇編制の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に徴して所望の部中より主專攻科目又は副專攻科目乃至自由選擇科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目團を編制決定するものとす、而して各學生の學籍は其の主專攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の專攻科目團を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるゝと云ふが正當の考へ方なりとす

四、學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の知し

一、最少學習時間の場合

學年	科目	全體必修科目			部分必修科目	選擇科目	計
		時間	週	年			
第一年	四	一四四	九	三二四	六	二一六	一九
							六八四

第二年		第三年		第四年		第五年		六年	
第一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
第一年	二	三	四	五	六	七	八	九	十
第二年	一	二	三	四	五	六	七	八	九
第三年	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
四年	一四四	一五四	一五五	一六六	一七七	一八八	一九九	二〇二〇	二一
五年	二	三	四	五	六	七	八	九	十
六年	七二	一九	六八四	二五	九〇〇	一〇〇	一一〇	一二〇	一二〇

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目團と自由選擇科目の選修に局限せざる可らず、而して第一年に於ては毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目團と自由選擇科目を並修するを得べし

一、最多學習時間の場合

第二の場合に於ては選択科目學習時間に餘裕あるを以て主副専攻科目園を並修し得べきも又志望によりては主専攻科目園と自由選擇科目の學習に限るも妨げざるなり

第四年

四年

○

二十一

七五六
二五
九〇〇

合計

五六六

五六六

二、四四八

三、六〇〇

五、學習課程編制の範例

一、家政學專攻志望生の學習課程編制範例

		必修科目		科目		必修科目		全體必修科目		第一年		第二年		第三年		第四年	
		必修科目	部分	必修科目	修科	必修科目	修科	必修科目	修科	第一年	第二年	第一年	第二年	第一年	第二年	第一年	第二年
家庭物理學		英語	國語	心理學	體操	實踐倫理		二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上
計		三(九)	三(〇)	同上	二	倫理學	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上
食物研究		九	三	同上	二	同上	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上	二	同上
同上		三	四														

小 計	自由 選 擇 科 目			
	哲學概論	(二)	教育學概論	(二)
(二)				
二				
四				
八	田園經濟學	宗教學概論	兒童問題	二

前掲必修科目と主専攻科目及基礎科目の表は次の自由選択科目表と相連絡合併して第一例となるものとす以下の各表總て之に倣ふ

第一例（最少學習時間に近き編制例）

小 計	家庭化學			
	生理衛生學	二	研究	衣服
合計	家庭衛生學	一	住居 研究 二期期	二 期期
(二)	八	料理	二	看護
二	一七	同上	三	養老 二期期
四	一六	同上	二	育兒 三期
八	一二	同上	三	家庭管理

表中の總計とは前掲必修科目以下主専攻科目自由選擇科目の全科目を合算せし時間數なり

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

副 專 攻		第三例 (同前)		國 文 兼 修		總 計	
國語概論	二	近代國文學	三	國文學史	二	國文學史	二
生物學概論	(二)	哲學概論	二	教育學概論	二	英語讀解	二
社會・禮法	一	經濟學	二	兒童研究	二	同 上	同 上
社會・禮法	一	本邦法制	二	家庭教育	二	同 上	同 上
社會・禮法	一	宗教學概論	二	兒童問題	二	同 上	同 上
社會・禮法	一	衣服ノ發展	二	二	二	二	二
社會・禮法	一	比較	二	二	二	二	二
社會・經濟學	二						
小計	四						
總計	二五						
	七						
	二四						
	八						
	二五						
	一二						
	二五						

科 目		言語言學概論		中世國文學		二		上代國文學		二	
自由選擇科目		哲學概論		文學原理論		近代文學思潮		現代哲學思潮			
副專攻科目		哲理學		美術概論		支那文學史		國民道德			
小計	英語讀解	哲學概論	哲學概論	文學原理論	文學原理論	近代文學思潮	近代文學思潮	現代哲學思潮	現代哲學思潮	國民道德	國民道德
家庭博物學	(二)	四	四	二五	(四)	本邦叢	一	二五	三	美術概論	二
經濟學	(二)	同上	同上	二五	同上	同上	同上	二五	五	支那文學史	二
兒童研究	二	四	四	二五	同上	同上	同上	二五	九	國民道德	二
兒童問題	二	七	七	二五	同上	同上	同上	二五	一	二	二
家庭教育	二	同上	同上	二五	七	七	七	二五	四	四	二

第四例 (同前) 英語兼修

副專攻科目		裁縫		第六例 (同前)		裁縫兼修		科選自由擇山		副專攻科目		物理學		小計		總計	
小計	裁縫	小計	裁縫	小計	裁縫	小計	裁縫	生物學	哲學概論	數學	物理學	二	同上	二五	四	二五	六
四	四	同上	裁縫	二五	(四)	(二)	(二)			四	二化學	同上	二五				
四	四	同上	裁縫兼修	二四						七	三同上	同上	二五				
六	六	同上		二五	二			兒童研究		七	三同上	同上	二五	九			
六	六			二四	四			兒童問題		八	四同上	同上	二五				
								家庭教育									

小 計	必修科目				科目 學年	
	必修部分		科必全 目修體			
	英語	心理學	體操	實踐倫理		
九	三	二			第一年	
	同上		倫理學	二同上	第二年	
九	三				第三年	
六						

第七例（同前） 三學年家政專攻の場合

總 計	自由選科				哲學概論
	生物學概論	經濟學	兒童研究	家庭教育	
二五	(四)				(二)
二五					經 濟 學
二五					二
二五					園藝
二五					二
二四	六				展衣服比較發
					兒童問題
					二
					二

總		小				科 選				自 由				合		小		攻 目				主 尊	
計		計				哲 學 概 論				經 濟 學				計		計		家 生 理 衛 生 學				家 庭 物 理 學	
二四		四				二 教 育 概 論				二 兒 童 研 究				二〇		一		家 庭 微 菌 學				三 衣 服 研 究	
二四		四				二 宗 教 學 概 論				二 兒 童 問 題				二〇		一		住 居 研 究				二 期	
二四		八				二 國 藝				二 家 庭 教 育				一六		一〇		看 護 養 老				一、二 期	

一、英文學專攻志望生の學習課程編制範例

第一例（最少學習時間に近き編制例）

總	小	選 科 目	自由 擇 由	自 由 擇 科 目	自 由 擇 科 目
計	計				
二五	(一)	哲學概論	(二)	言語學概論	
二五	四	教育概論	(二)	第二英文學	
二四	六	兒童研究	二	同上	兒童研究
二四	八	家庭教育	二	美術概論	二家庭教育
				宗教學概論	現代哲學思潮
				美學概論	

第二例（最多學習時間に近き編制例）

總	小	選 科 目	自由 擇 由	自 由 擇 科 目	自 由 擇 科 目
計	計				
二五				哲學概論	
二五	四			教育概論	
二四	六			兒童研究	
二四	八			家庭教育	
				宗教學概論	
				美學概論	

第三例（同前）國文兼修

六

副 專		攻 科 目	國 語 概 論	小 計	自 由 科 目 選	總 計
二五		(四)	(二)	(二)	中世國文學	近代國文學
二五		文 學 原 理 論	二	四		二 近 代 國 文 學
二五	二	近 代 文 學 思 潮	二		國 文 學 史	二 近 代 國 文 學
二五	二	現 代 哲 學 思 潮	二	五	上 代 國 文 學	一 上 代 國 文 學
二四						

第四例(同前)家政兼修

擇科自由選	小計	副科專目		家庭化學	三
		家庭研究	住居研究		
教育學概論	三			衣服研究	二
兒童研究	五	育兒、看護、養老		食物研究	一 二期 三五
家庭教育	五	二	家庭管理	同上	三
	二				二

總	小
計	計
二五	
三五	二
三五	二
三五	二

第五例（同前）

二學年英語專攻の場合

三、國文學專攻志望生の學習課程編制範例

總		小		合		小	
		自由選擇科目					
		英語讀解					
		第二英文學				計	
二五	計	四	二	二	二	二	二
二五			第二英文學	英 文 學			
二五	五	五	二	三	二	二	二
			第二英文學	同 上			
三三	五		二	三	一七	一	一

第一例（最少學習時間に近き編制例）

小計		自由選擇科		言語言學概論		哲學概論		二	
四								二	
二				文學原理論				二	
六		東洋哲學史		思潮		近代文學		二	
八		美學概論		思潮		現代哲學		二	
								二	
								二	

小計		主攻科		國語概論		中世國文學		近代國文學		現代國文學		小計	
一五										二		一三	
一八		漢文學		中世國文學		二		同上		三		二	
一四		同上		同上		二		有職古實		二		二	
一三		支那文學史		上代國文學		二		同上		二		六	

總

計

一九

二〇

二〇

二〇

第二例（最多學習時間に近き編制例）

		副 科 目		副 科 專 科		英 語 讀 解			
		哲 學 概 論		言 語 學 概 論		文 學 原 理 論			
		論 理 學		八		四		同 上	
		小 計	計	二	八	二	四	同 上	
		二 五	二	本 邦 畫	/	二	四	同 上	
		二 五	一	一	/	六	二	思 近 代 文 學 潮	
		二 五	三	同 上	美 術 概 論	八	二	二	
		二 五	三	一	東 洋 哲 學 史	八	六	同 上	
		二 五	三	一	二	八	六	同 上	
副 專 科		家庭化學		英語讀解		同上		二〇	
三		衣服研究		文 學 原 理 論		同上		二〇	
二 期 三 期 五		思 近 代 文 學 潮		家庭教 育		六		二〇	
食物研究		美 術 概 論		六		同上		二〇	
三		東 洋 哲 學 史		八		六		二〇	
同 上		八		六		六		二〇	
三		八		六		六		二〇	

第三例（同前）家政兼修

副專科

家庭化學

三

衣服研究

二
期
三
期
五

食物研究

三

同上

三

第四例（同前）英語兼修

小 計	擇 科 目	自 由 選	科 副 專 攻 目	英 語 讀 解	小 計	
					四	四
	西洋哲學史		教育學概論		同	上
四	二	二	二	四	四	同
	美術概論		兒童研究		上	
四	二	二	二	五	五	同
	現代哲學思潮	國民道德	家庭教育		上	
四	二	二	二	五	五	

小 計	擇 科 目	自 由 選	哲 學 概 論	言 語 學 概 論	小 計	
					二	二
	文學原理論				五	
	思近代文潮學				五	
	思現代哲學				八	
	家庭教育				三	
	二	二	二	二	同	上
	二	二	二	二	上	
	二	二	二	二		

總

第五例（同前）

三學年國語專攻の場合

計

二五

二五

二五

二五

目 攻 主 專 科				小	科 目 修 修 必			科 目 學 年	第 一 年	第 二 年	第 三 年	總 計
		科 目 修 修 必	全 體 必		科 必 部 分	修 科 目	必					
		科 必 部 分	修 科 目	必	部 分	修 科 目	必					
漢文學	/	國語學概論	英語	英語	心 理 學	體 操	實踐倫理	體 操	二 同	二 上	二 上	二五
二		現代國文學	二	九	三 同	倫理	學	倫理	二 同	二 上	二 上	二五
同上	中世國文學	近代國文學史	二	九	上 同	倫理	學	學	二 同	二 上	二 上	二五
二	二	三代國文學	三	九	三 同	倫理	學	學	二 同	二 上	二 上	二五
同上	同上	上代國文學	上	六					二	二 上	二 上	二五
二	二	二	二	六					二	二 上	二 上	二五

總		科 選 擇 由 自 合						小	
小		科 選 擇 由 自 合						小	
計		本 邦 計	論 理 學	文 學 原 理 論	哲 學 概 論	言 語 學 概 論	哲 學 概 論	美 術 概 論	支 那 文 學 史
二四	九	一	二	二	二	二	二	一五	六
		同			東洋哲學史	近代文學思潮	美術概論		
		上							
二五	七	一			二	二	二	一八	九
		同			國民道德	家庭教育	美學概論		
		上							
二四	八	一		二	二	二	二	一六	一〇
		同			現代哲學思潮	國民道德	美學概論		
		上							

四、師範家政學專攻志望生の學習課程編制範例

必修科目基礎科目主専攻科目は本校規則第三實學科の師範家政學部の第一部第二部の科目配當の項に記載の通りにして左の四例の共通なれば茲には唯副専攻科目選擇科目の範例のみを掲ぐ

第一
部

第一例（最多學習時間に近き編制例）

理化兼修

選 擇 由 科	副 專 攻 裁 縫	小 計	科副專攻		裁 縫
			自 由 科	副 專 攻	
經濟學		六	六	同	上
二		六	六	同	上
本邦法制					
二		六	六	同	上
衣服ノ發展比較	家庭教育				
二	二	六	六	同	上

第二例（同前） 裁縫兼修

總 計	小 計	科 目	副 專 攻		科 目	副 專 攻	科 目	副 專 攻	科 目	副 專 攻
			自 由 科	副 專 攻						
二五					四	二	二	二	二	二
二四					七	三	三	三	三	三
二五					七	同	同	同	同	同
二四					八	上	上	上	上	上
二四					四	四	四	四	四	四

第三 (同前) 國文兼修

科 目							
小							
計							
二五							
二							
二五							
二							
三							
兒童問題							
二							
六							
三							

副專攻	國語概論		近代國文學		國文學史		上
	科	目	小	計	中古國文學	漢文學	
自由選擇科目	言語學概論	一	二	二			
二五	二						
二四	二						
二四	四						
二三	四						

第四例 (同前) 英語兼修

第二部

第一例（最多學習時間に近き編制例）

科 目 選 擇 目 小 計	學 年	科 目		第一 年
		自 由	選 擇	
二五				
		國 文 學 史	近 代 國 文 學	第二 年
		二	二	
		同	同	
		上	上	
		二	二	第三 年
		同	同	
		上	上	
		二	二	
		哲 學 思 潮	近 代 哲 學 思 潮	
二四	二	二	二	

科 副 專 攻 目 總 計	英 語 讀 解 計	科 副 專 攻 目 選 擇 目 小 計		四 同 上
		自 由	選 擇	
		美 術 史	近 世 文 學	四 同 上
		二	二	
		三	思 潮	
		二	七	
		五	現 代 哲 學	
		二	七	
		五	七	

第二例（同前）

總	小	自由選科目	自由選科目
計	計		
二五			
		英語讀解	
			六同
二五	六	裁縫研究	近代哲學思潮
二五	六	裁縫家庭	上
		兒童問題	六
二五	八	四二二	二

第三例（同前）

總	小	自由選科目	自由選科目
計	計		
二五			
		裁縫研究	英語讀解
			六同
二五	六	裁縫家庭	近代哲學思潮
二五	六	二二二	上
		兒童問題	六
二五	八	四二二	二

日本女子大学校四十年史 編纂資料				
110	57	古河	東洋子室	1
分類				
著者				
圖書				

日本女子大學校

(電話番町七七〇)

東京市小石川區高田豐川町十八番地

大正十年十一月印刷

日本女子大學校規則

並
附屬高等女學校規則

大正十一年度生徒募集に就て入學志願者心得補遺

本 校

一、本年度各學部生徒募集豫定人員左の如し

一、家政學部 百二十名

二、國文學部 六十名

三、英文學部 五十名

四、師範家政學部 六十名

五、社會事業學部 六十名

右の内社會事業學部は新たに大正十年度より開設せるものにして凡そ左の三種の學生を收容し主として社會事業の組織經營指導の任に當る者を養成するを目的とする

(一) 社會事業に一身を捧げ直接に社會改善の事業に從事せんとする婦人

(二) 直接社會事業に從事するも特志無給にて幾分の時間と労力を寄與して社會改善の爲に盡さんとする婦人。

(三) 自ら社會事業に從事せざるも社會の實狀を知り社會改善問題に觸れ國民生活改善の事業に對して理解を同情を有し間接に助力を與へんとする婦人。

二、入學願書受付期限は左の通り定む

大正十一年一月十日より二月二十五日まで

但遠隔の地と雖も必ず右受付期限内に到達し得るやう發送せらるゝこと

三、入學願書、歷履書に添付せらるゝ證明書類は入學志願者心得(規則書卷頭にあり)第一項に規定せる

通り脱漏なく取揃へて差出さるべし

四、學業成績證明書中從來往々不備のものあり照會中時日を費やし査定に間に合はざることあり必ず

當校所要の廉々に就て證明を受くるやう出身學校に願出らるべし例へば高等女學校第四學年在學中の

五、英文學部の英語試験、三年學習の學力検定に要する受驗料(金三圓)は本校より受驗許可の通知を受けたる上にて送付せらるべし

六、入學志願者の年齢は二十五歳以下とす

但二十五歳以上の年長者に就ては特に事情を調査したる上許否を決す

七、規則第四十八條の特修生は本年度は募集せず

八、入學志願者の詮衡査定は願書受付期限後約二週間を要すべく凡三月中旬入學許否の通知を發送する豫定なり

附屬高等女學校

一、本年度生徒募集人員は附屬小學校より進學するものを除き一般より募集するもの左の如し

第一學年 凡五十名

第二學年以上は缺員の見込なきにより募集せず

二、入學願書受付期限は左の通り定む

大正十一年一月十日より二月十日まで

但遠隔の地と雖も必ず右受付期限内に到達し得るやう發送せらるゝこと

三、入學願書、履歷書に添付せらるゝ證明書類は入學志願者心得(規則書卷頭にあり)第十二項に規定せる通り脱漏なく取揃へて差出さるべし

四、入學志願者の詮衡査定は願書受付期限約十日間を要すべく凡二月下旬許否の通知を發送する豫定なり

○入學志願者心得

○本

校

- 一、本校各學部に入學せんと欲する者は規定の入學願書履歴書に左の書類を添へて差出すべし（規則書第三十一条参照）入學願書には氏名の右側に片假名を附すること
一、卒業若くは在學せる學校の各學科評點席次を記したる各學年成績表、最近の體格検査表及び人物考査品行に關する證明書

- 一、卒業若くは卒業見込の證明書
二、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ

譯解（ナショナルリ）作文、書取、會話

- 三、各學部特修生として入學を許可するに際し 試験を以て學力を査定する場合は左の科目に就て行ふ
(規則書第四十八條参照)

國語（勝讀、文數學（算術幾何若くは代數）、物理

- 四、右試験の程度は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外前項規定の英語試験を課す
四、家政學部、國文學部、英文學部三年學習及び師範家政學部第二部に入學を許可する者は當分五ヶ年程度高等女學校及び師範學校卒業生にして本校の査定標準に合格せる者に對し左の科目に就て試験を行ふ（規則書第三十二條参照）

國語（勝讀、文數學（算術幾何若くは代數）、物理

- 右試験の程度は修業年限五ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外左の程度に依り英語試験を課す

五、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず
六、入学願書の受付は毎年一月中旬より開始す其期限は毎年官報及び東京、大阪の重なる新聞紙に廣告す

- 八、右期限後査定の結果入學の許否を通知すべし尙試験を要する者に對しては其旨を通知すべし
 入學願書差出の後病氣若くは家事上の都合等にて入學を取消さんとする者は遲滞なく其旨届出づべし
 九、入學願書差出の際履歴書に記載したる現住所を變更したる者は速に届出づべし
 一〇、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を完了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除籍す
- 一一、入學許可後第一學期中病氣其他の事故に依り缺席したる者は除籍すべし

○附屬高等女學校

- 一二、高等女學校第一學年に入學志願の者は規定の入學願書履歴書に左の書類を添へて差出すべし（附屬高等女學校規則第十二條参照）
 一、卒業若くは在學せる小學校の各學科評點を記したる各學年學業成績表、最近の體格検査表及び人物考査品行に關する證明書
 一、卒業若くは卒業見込の證明書
 一三、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するものゝ外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず
 但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ
 一四、前記第六より第十一に至る各項は之れを高等女學校志願者に適用す

○通學入寮に關する事項

- 一五、規則書第六十八條に規定せる如く本校學生は自家以外よりは通學を許さず凡て入寮せしむるを以て本則とせるか故に入學志願者は豫め諒知せらるべ。特別の事情ありて入寮すること能はざる者は其事由を申出で許可を受けたる上に非れば勝手に通學することを得ざるものとする

○學費に關する事項

- 一六、本校學生にて在寮する者の學費は規定の授業料校費寮費食料の外平均拾四五圓を要すべく故に毎月約四拾圓を要すべし
 一七、附屬高等女學校生徒にして在寮する者にあつては同じく規定の學費の外平均拾圓を要すべく故に毎月約參拾貳圓を要すべし

日本女子大學校要覽

○本校の沿革略 本校は創立者たる前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來其計畫に従事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり今大正十年度の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經常費九倍強土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して千九百有餘名大學部卒業生亦千八百有餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解とにより異常の發展を遂げたるのみならず畏くも屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり即ち開校の年明治三十四年九月には昭憲皇太后特別の恩召を以て御下賜金あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下並に山階宮閨院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を辱くし次て同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には皇后陛下の恩召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を辱くせり是れ啻に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子高等教育に取りて無上の御獎勵といふべく青年女子たるもの大に感奮努力して報効の誠を致さるべからず特に本校は目下規模擴張の計畫中にして近き將來に於て綜合大學としての實を擧げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんことを期しつゝあり

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り設令性格は至醇なるも技倣劣弱なる者は何等甯効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以

なり然れども本校は高尙有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尙有爲の人物として完成し得るものにあらず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尙有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頬に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徵にして男女に共通せしむる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本分を實現せしむるを以て教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徵を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非すして婦人はこれあるか爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢献するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徵を無視し男女を絶對に同

主観するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を施すと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮するの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる資質と長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其資質長所を發揚し尙進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占むるか日本國民は世界人文の發展東洋民族の進歩に對して如何なる貢獻を爲すべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは個人の短所の矯正を含まざるにあらざるも主として各個學生の長所を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからず個性の發揮は當に社會の改善進歩の實力たるのみならず又個人の天賦を實現し其滿足幸福の完ふせらるゝ所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間的生活の根本動力たり共同奉仕は信念徹底

によりて養ひ得たる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の fundamental 原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力激測として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の fundamental 動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尙有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自学自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしめ又徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の自在ならんことを期せしめ特に本校教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舍又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授の方面に於ては自動主義の下に講義實驗實習を課すると共に訓育修養の方面に於ては自治機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある學校生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を培ぐるに努力せしむる而して各學年の修養上の集注點と係の種類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學年及び各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績報告會を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係農藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勵め實効を擧ぐるに努力せしむ尙係の會の外に毎週一回有志學生の瞑想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を前後二回に開催し信念徹底に力む總て此等の係及び會は素より學生の自治に任するも其活動をして有効ならしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舍の教育 寮舍は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にする故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす且下寮舍二十一にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家庭を成して生活す大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考叢工夫に

一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動主義の下に衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしめんとす

○本校の體育 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感するのみならず我日本婦人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることゝ將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべきからず之れ本校が當初より體操遊戲競技等の體育のみならず學校寮舍及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養はしむるに力むる所以なり

○法人の組織 三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行為證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行為證書

東京小石川區高田豊川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に從ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資產の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資產を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行為をなして左の條項を定む

一 目 的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て

目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資產

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資產(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二金義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資產に編入すべきものとす

第七條 資產の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資產は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持經費は左の收入を以て之を支辨す

一 資產より生ずる利子及び其他の収益

二 人學金授業料及び其他の雜收入

一 経費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て経費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非されば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を経たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法人設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を嘱託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定嘱託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半數の投票に依りて之を撰定嘱託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委嘱す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す

但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第廿一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第廿二條 理事は別に定むる職制に従ひ評議員會の議決に従ひ其職務を行ふ

第廿三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第廿四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行為の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

○評議員

教務委員

侯爵大隈重

大 大
隈 重
倉 孫 兵

子爵

伯爵

教務委員

理事

男爵

麻松久久村村塘樺岡大大
生本保原井山茂山部倉隈
亦田房吉正太之兵龍太資長重
藏郎讓助衛平郎紀職衛信

教務委員

監事

財務委員

公爵	西谷	園寺	公望
男爵	阪井	芳郎	
三井	三井	八郎	右衛門
瀧澤	高築	高	
海二	三	三	
村實	開作	一	修
友吉	左衛門	郎	一
森住	築	築	

財務委員

男爵	子爵
男爵	男爵
海瀧	廣澤
二	三
村開	實作
友左	一修
吉築	築

○本校の組織 現今開設せる科及び部は左の如し

修業年限 四ヶ年

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

第二部 同 同 同

修業年限 五ヶ年 同 同 同

同 同 同 同

附屬高等女學校 同 同 同

附屬豊明幼稚園 滿四歲ヨリ六歳マデ

○特典 師範家政學部第一部、第二部の卒業生にして左の資格を有し成績佳良なる者は明治三十二年文

部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験検定を受くる特典あり
但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

○免許學科

一 師範家政學部第一部 家事
一 同 第二部 家事

○資 格

- 一 修業年限四ヶ年以上の高等女學校卒業者
- 一 専門學校入學者検定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者
- 一 專門學校試験検定合格證書を有する者

○教 職 員

教 職 員

校 幹 教

事 長

教 授 教 員

(家政學部長)

授 家 政 學

文 學 博 士

農 學 博 士

同 同 同 同 同 同

裁 縫 手 藝 文 學 國 農

芳 賀 垣 乙 す み 秀 郎 郎 藏

麻 塘

(イロハ順)

生 茂 太 正

市 村 瓊 次

井 上

犬 稲 飼

飼 犬 稲

秀 郎 郎 藏

效 同

授

英禮社兒生日法國教漢國倫化國倫家
會童本會生理學、應用社會學、應人
事研歷文經濟衛理學、應用人類學
語法業究學史制學學文學學文學學
文學學文學學文學學文學學文學學

文學士 文學士 文學士 文學士
文學博士 文學博士 文學博士 文學博士

橋穗大友堀大綿渡川河橫高武中永生村
手千代英哲正萬高之進清健哲萬正萬高之進
積鐵本二
崎島橋野邊貢岡枝大友堀大綿渡川河橫高武中永生村
手千代英哲正萬高之進清健哲萬正萬高之進
江井村村又誠次一之進清健哲萬正萬高之進
志孝太孝進次一之進清健哲萬正萬高之進
賀之郎潛也午郎助九作一雄德枝彥丞銀吉

テ
シ
ウ
キ
リ
ヤ
ム
ス

マスター古アーツ

同助同同同教同同同助同同同同同同同
手 員 教 授

裁博化家家英體家料英國博國教英英體經日食
文 文 授 文 濟 本 物 研
縫物學事事語操事理語學物學法學語操學史究

パチエラーオブアーツ

パチエラーオブアーツ
マスター・オブアーツ

醫學博士
文學士
法學博士

岡早鈴佐月植高中玉小大大茅森上島白鹽芝三

木賀田原桑村木山村岡代田橋野常重矩
川ひふあ築ゆ嘉たたけ昌
崎さで

文わるさ寛や花代直ん代廣雅藏の祐郎貞盛則

同 同 同 同 同 同 同 同 嘱 同 同 同 同 同 同 同 同

托 教 師

琴 琴 オ ヴ 琴 茶 生 雍 ピ 琴 家 園 化 敷 料 家 家 物 化

ル イ オ リン
ガ

ア

理 禮

道 花 刀 ノ 事 藝 學 學 操 法 事 理 學

佐 渥 青 安 出 近 兒 矢 久 今 佐 澄 篠 酒 阿 藤 野 上 若 小

一 美 木 井 藤 島 澤 井 渡 塚 井 呂 坂 笠
五 野 達 野 野 き 部 田 原 原
繁 志 清 よ 文 い 慶 千 十 よ 壽 リ

誠 野 能 孝 琴 し 茂 さ 久 松 代 信 し 代 貞 貞 子 ウ 富 孝

察監及指導者

(イロハ順)

一六

中月高米吉横淀金輕渡若小大大都仁今出井

村田桑澤 田野子 山岡
村田 野子 部邊原 橋九科城野上
榮けさみ じゆ 萬

代寛花文い春いツ伴龍富ん廣枝淑節瑛柳秀

同指察察察察察察察察察察察察察察察察察察察察
監兼指導導導導導導導導導導導導導導導
者上者監監監監監監監監監監監監監監監監監監
察監兼指導者(察舍事務係)

教會庶務事務務務務務計者者者者上監上者上者上者上者上上務員

監兼指導導監兼指導導上(指導事務係)

江中藤池 鈴須瀬望篠上澤西佐佐小藤野野上
口村原上 木田月塚代邊洞渡賀谷原見坂
鶴錄 千順 できじよた政民千ふす千フ
治太 邦郎代一 るよ信ノしの枝野代さゑ代シ壽う

同歸同會同同

校

科

卷之三

四百

醫學博士

文學博士

男
藥學博士
文學博士
醫學博士

文學博士

前小高 三上村 中中坪 田神 戸井 堀岡五菊 小河
此木田 上田井 川濱 内原田 川上 哲 田 池 池 野
田 信耕 參萬知 謙東 二一 雄良乃安 次 い い 定 ゆ
六 國郎安 次年至郎郎藏純武宅郎 そち 恵延政

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適實なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うする
の淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

第二章 科 部 科 目 修 業 年 限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科、醫科の四科とし各科を細別して部とし各
部に科目を分屬せしむ(但し醫科は當分之を缺く)

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の
八部とす

但し當分國文學部、英文學部に主副専攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部に副専攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、社會事業學部、體育部、農藝部、商業部の六部とす

但し當分家政學部、社會事業學部に主副専攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他
部の主副専攻科目は順次開設するものとす

第九條 科目は各部に分属せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の二科目とす

實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び當左の如し

倫理學 第二學年第三學年

心理學 第一學年

國語 第一學年

英語 第一學年第二學年

(哲學部第二、三學年に配當せ
る倫理學概論を以て之に充つ)
(哲學部第一年に配當せる心理學概論を以て之に充つ)
(國文學部第一國文學概論を以て之に充當せる作文文法)
(修辭及び現代國文學概論を以て之に充當せる)
(英文學部第一、二年に配當せ
る英語讀解を以て之に充つ)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選択するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尚ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇専修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

第十五條 自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を超えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主専攻科目は八時間乃至十二時間副専攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

第一 文 科

一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

二 哲學部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、心理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

四

英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學概論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀簿、第四英語讀解

五

文學部

文學原理、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小說、近代詩歌

六

史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

七

社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒童問題研究

八

美術部

本邦書、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

第二 理科

一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分

二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭微生物學、地質礦物學、天文氣象學、自然研究

第三 翁學科

一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及之食用器具及之臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服之發展及之比較、住居建築、住居之發展及之比較、室內裝飾及之設備、室內什器之取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老、社交及之禮法、生花、茶道

二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭微菌學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

三 社會事業學部

生理學、社會學、社會經濟學、統計學、社會衛生、社會心理學、應用人類學、憲法、行政、民法、社會倫理、變體心理學、社會問題、社會事業之發展及理論、產業之發展、同化事業、家族問題、防貧救貧事業、社會事業調查法、社會事業實習

兒童保全科 兒童學、兒童保全事業概說、兒科產科及看護法、育兒學、母親擁護事業、遊戲娛樂問題、個人調查實習、缺陷兒之研究及取扱、不良少年少女問題、家庭數育
女工保全科 工場法、青年女子之研究、女子職業問題、女工之教育保護及娛樂問題、女工使用問題、農村問題、社會政策、婦人問題、勞資問題

四 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法之比較研究、體格檢查法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戲

五 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養鷄養蜂類、田園經濟學、田園社會學、田園生活と婦人

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

第三章 學年 學期 休日

第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日 曜 日

神季皇靈祭

天長節祝日

十月三十一日

神嘗祭

十一月二十三日

紀元節

二月十一日

春季皇靈祭

六月二十五日

皇后陛下御誕辰

本校創立記念日

四月二十日

第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又

第一 文 科

一 教育學部

三、國文學部

					科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
漢文	支那文學史	國文學史	國文學史	中世國文學	現代國文學	作文文法修辭	國語學概論		
二	二	二	二	二	二	二	二		
二	二	二	二	二	三	二			
二	二	二	二	二					

四、英文學部

六

五、文學部

		科 目									
		英 語 讀 解	英 語 發 音 會 話	英 語 文 典 作 文	英 文 學 評 論	英 文 學 史	英 文 評 論	英 文 學 史	英 文 読 解	英 文 読 解	英 文 読 解
		二		三				三	二		
		二		三	二			三	二		
		二		三	二			三	二		
		二		三	二			三	二		
		二		三	二			三	二		

科	目	第一年	第二年	第三年	第四年
東洋史	本邦史				
一		三			
一			三		
一				三	

六 史學部

七、社會學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
經 濟 學				
本 邦 法 制				
社會 學 概 論				
應 用 社 會 學				
人 類 學				
國 勢 研 究				
家 族 研 究				

地	人	史	西
理	文	學	洋
學	史	概	史
二	二	二	二
			二
		二	二
		二	二
		二	二

婦人問題研究

慈善問題研究

兒童問題研究

八、美術部

科	目	第一年	第二年	第三年	第四年
本邦書	西洋畫	一	一	一	一
唱	歌	一	一	一	一
ピアノ	ガノ	一	一	一	一
オルガン	一	一	一	一	一
ヴィオリン	一	一	一	一	一
琴	一	一	一	一	一

一、數學部

三三

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
代 數 學	二	二	二	二
幾 何 學	一	二	二	二
微 分 積 分				
解 析 幾 何				
三 角 術				

二、理化學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
物 理 學	二	二	四	
家庭 物 理 學	二		四	
化 學 學	三		四	
家庭 化 學	三		四	

三、博物學部

第三 實學科

看 護 養 老	育 兒 藝	園 理 藝	家庭 管 理	住居 的發 展及比 較	住居 衛 生	住居 經 濟	家具 什 器 的取 扱	室 內 裝 飾 及 設 備	住 居 建 築	衣 服 的發 展及比 較	手 藝	裁 縫	染 色	
													四	
													二	四
													第一、二學期 二	
第一、二學期 二	第三學期 二	二	二	第三學期 二									第二、三學期 二	
														四

			社	交	及	禮
第 四	裁 縫	裁 縫	茶 道	生 花		
	二	二				
	二			一 同	一 同	一
	二					
四	二			一 同	一 同	
	二	二				
四	二	二		一 同	一 同	

二、師範家政學部

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻科目とし之を二部に分ち左の如く課程を規定す

主 專 攻				科 目	家政 學 部			英 語	必 分 修 科 目		
育 儿 法	食 物 研 究	住 居 研 究	衣 服 研 究		家 庭 微 菌 學	生 理 衛 生 學	家 庭 物 理 學		心 理 學		
				小 計			計				
				二	八	一	二	三	九	三	四
				第一、二學期 第二、三學期 二	九				五	三	
第三學期 二	三			六					二		
				四							

看護養老

第一、二學期二

三八

科 目

家庭管理

教 育 學

中等女學校教育法二

家事一般教授法二

二

合 計

二 一七 八 三

一〇 三

一〇 三

第二部

科 目

第一年

第二年

第三年

必修科目

全體
體 實踐 偷理

計

操

必修部分

心 倫理學

二 四

二 四

二 四

教育法概論	二	一般教授法	二
中等女學校教育法	一	家庭教授法	二
合計	三	三	三
料	八	一〇	一〇
理	三	一九	一六
合計	二五	一九	一六

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす
副専攻科目として物理化學を選択する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

三、社會事業學部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
生 理 學	二	二		
社 會 學	二	二		
社 會 經 濟 學	二	二		
統 計 學	二	二		

四、體育部

保全科				
勞資問題	婦人問題	社會政策	農村問題	女工使用問題
(二)	二	二	(二)	(二)

四、農藝部

科	目	第一年	第二年	第三年	第四年
土壤及肥料	應用昆蟲學				
園藝	養蜂類				
田園經濟學	養雞類				
田園社會學	田園生活與婦人				

體操及遊戲	體操	體操教授法	治療體操
	二		
二	二		
二	二		
二	二		
二	二		二
二	二		

六 商業部

科 目				
	第一年	第二年	第三年	第四年
商業概論				
經濟地理				
商用算術				
簿記及計算				
商品學				
商業經營管理				
商業實務				
方法				

第五章 及落 卒業

第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す
 第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を參照し教授會議の議決を以て之を評定す
 第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

印 案

姓

名

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す
 (學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徴し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

校長

氏

名 印

印

第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一同とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は從前の學歴に於ける成績を考査し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

- 一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者
- 一、専門學校入學者検定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者
- 一、専門學校試験檢定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込ありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者

卒業者

但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるものに限り入學を許可することがあるべし

第三十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書を認め成績體格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし(卷頭入學志願者心得參照)

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍 府 國 市 郡 區 町
現住所 縣府縣城國 市 郡 區 村町

華 士 族 平 民 何 某
番 地 番地

何 某
姉 妹 女

生 年 月 日 誰

私儀御校何科何部へ入學仕度候間學業成績御考查の上御許可被下度別紙履歷書並に證明書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 何 誰 印

日本女子大學校長氏名殿

(用紙考證狀)

本籍履歷書
縣府
華士族平民何某
國
都市區
村町
番地
姉何妹女

星 星
年 月
地 月

轉住（何歳より何歳迄何地に轉居す云々）

魏住所

兩親の有無年齢

父兄の職業

一何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業

何年何月より何年何月迄何地何處に就て何學を修業す

四庫全書

賞罰

年 月 日

右

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし。

(用紙美濃紙)

在學證書

現住所

縣府
國市區町
村番地

華士族平民何某
姉何妹女

何

生年月日

謹

印收入三銭紙

現住所
本籍族職

保證人

生年月日

誰印

日本女子大學長氏名殿

年月日

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- 二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
- 三、引續き一箇年以上缺席したる者
- 四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を專修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十九條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究科生は許可を得て参考の爲め本科の講義に出席傍聴することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按検して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歴書其他の書式は正科に準ず

本籍　　府　市　區　町　　番地

郡　　村

華士族平民　何某　何姉妹

生年月日　誰

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歴書並に證明書相添へ此段相願候也

年月日

右

何

謹印

日本女子大學校長氏名殿

第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の参考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 講師者に聽講料を納付せしむることあるべし

第十一章 學費

第五十七條 受験入學志願者は受験料金參圓を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は八學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金六拾六圓とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾四圓 **第二學期** 貳拾四圓 **第三學期** 拾八圓

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 圓 **第二學期** 貳 圓 **第三學期** 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金五拾錢以上

一、ピアノ使用料金壹圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十二章 察 規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自奮自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を探り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべ

第六十七條 審生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮	寮費	貳圓	圓	食料及雜費	拾參圓五拾錢
洋風寮	寮費	貳圓五拾錢		食料及雜費	拾參圓五拾錢

寮費

參 圓

食料及雜費

拾參圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす
第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

- 一 教育勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

- 一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判断するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發鍊磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に

接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし

一
一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

附屬高等女學校規則

第一章 總則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とする。
第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く。

第一章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす。

第三章 學科課程 及落 卒業

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

高等女學校學科課程及時間表

科 目		學 年		每 週		學 年		每 週		學 年		每 週		學 年		每 週		學 年		每 週		
國	語	修	身	第一	學年	第二	學年	第三	學年	第四	學年	第五	學年	第六	文	法	講	讀	習	作	文	字
六	文 法 、 修 身	六	一 人 倫 理 要 旨	同	時 間	六	同	時 間	六	同	時 間	六	同	六	上	六	同	五	同	五	同	上
六	文 法 、 修 身	六	一 人 倫 理 要 旨	同	時 間	六	同	時 間	六	同	時 間	六	同	六	上	六	同	五	同	五	同	上
六	文 法 、 修 身	六	一 人 倫 理 要 旨	上	時 間	六	同	時 間	六	同	時 間	六	同	六	上	六	同	五	同	五	同	上
六	文 法 、 修 身	六	一 人 倫 理 要 旨	上	時 間	六	同	時 間	六	同	時 間	六	同	六	上	六	同	五	同	五	同	上
六	文 法 、 修 身	六	一 人 倫 理 要 旨	上	時 間	六	同	時 間	六	同	時 間	六	同	六	上	六	同	五	同	五	同	上
六	文 法 、 修 身	六	一 人 倫 理 要 旨	上	時 間	六	同	時 間	六	同	時 間	六	同	六	上	六	同	五	同	五	同	上

		英語		歴史地理		五 五 五 五 五 五 五	
						讀方、辨字、文法 書取、習解、會話	
						日本地理史	
		裁縫	裁縫	理科	數學	四	四
體操		音樂	圖畫	家事	理科	數學	歷史地理
計		三〇	三	二	二	二	五
		遊體操、教練、戲	單音唱歌	自在畫	雜事	鑲植物、動物、物	日本地理史
		三〇	三	二	一	四	日本地理史
		上	同	上	同	同	世界地理
		三〇	三	上	上	上	世界地理
		上	同	上	同	上	世界地理
		三〇	三	二	二	二	世界地理
		上	複音唱歌	同	衣、食、住	化物	世界地理
		三〇	三	二	三	同	世界地理
		上	同	上	上	上	世界地理
		二九	三	二	四	二	世界地理
		上	同	幾何畫	同	幾何畫	世界地理
		二九	三	一	一	二	世界地理
		上	同	同	同	婦人衛生	世界地理
		二九	三	一	一	二	世界地理
		上	同	上	上	婦人衛生	世界地理

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により教員會議の議決を経て之を評定す
第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

第四章 定員 入學 退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す
但し相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學試願者は左の書式に従ひ入學願書及履歴書各一通を差出すべし

(用紙墨濃紙)

入　學　願　書

本　籍

府

國

市

區

現住所

縣

國

市

區

鄉

町

村

町

番

地

華　士　族　平　民　何　某

番　地

何

某　姉　妹

何

誰

生　年　月　日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度別紙履歴書相添へ此段相願候也

年　月　日

右　父　兄

何

誰　印

日本女子大學校長氏名殿

履歴書

本籍 県國 市區町村番地

華士族平民何某何姉妹女

一生年月日

一生地

一轉任(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)

一現住所

一兩親の有無年齢

一父兄の職業

一何年何月より何年迄何學校にて第何學年修業中或は卒業
一何年何月より何年何月まで何地何誰に就き何學を修業す
一……………

一賞罰

右之通に候也
年月日

右父兄
何

何

姉妹女

誰

誰印

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

- 第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず**
- 一品行不良にして改善の見込なしと認めたる者
 - 一學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
 - 一體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者
 - 一引續き一個年以上缺席したる者
 - 一正當の事由なくして引續き一個月以上缺席したる者
- 第十五條 退學せんと欲するものは保證人連書して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし**

第五章 學 費

- 第十六條 受驗入學志願書は受驗料金貳圓を入學願書に添へて納むべし**
- 第十七條 入學許可を得たる者は入學料金參圓を在學證書に添へて納むべし**
- 第十八條 授業料は一學年四拾八圓とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし**
- | | | | | | |
|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 第一學期 | 拾 八 圓 | 第二學期 | 拾 八 圓 | 第三學期 | 拾 貳 圓 |
|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
- 但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし
- 第十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて每學期初め五日以内に分納すべし**
- | | | | | | |
|-------------|------------|-------------|------------|-------------|--------------|
| 第一學期 | 貳 圓 | 第二學期 | 貳 圓 | 第三學期 | 壹圓五拾錢 |
|-------------|------------|-------------|------------|-------------|--------------|
- 但し事情に依り毎月初に分納することを許可することあるべし
- 第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず**

第六章 寮規

第二十一條

寮規及び入寮に關する事項は凡て本校の規定を適用す

○教職員

諭事長

事務取扱

同 同 同 同 同 同 同 同 同 教主幹校

體體圖地裁理理英理英國裁音

理、科語家
歷數

操操書史縫學科語科語事縫樂

(イロハ順)

吉高高加若若大小丁穗服伊渡塘麻

六一永桑橋藤木原島山笠部邊茂生
三八ゆ孝積藤梅英太正

文花勇吾里富重ん子春銀子鈴一郎藏

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

理理英體國體數國體英科國家歷體歷英家家料國

理、史、
禮、理、國

科科語操語操學詩操語法語事科操語語事事理語

マスター・オブ・アーツ

バナエラーボブアーツ

文學士

鈴篠上白菊木酒西阿小藤前野野上内長中月玉竹

木塚代井池非洞泉島呂村澤村中六
ひき規内部や田野田田木
でよた矩た十民す春壽ハと榮玉
るしの郎か愛代野貞よ貞三子ナ貝敏し代寛直榮

入學
志望者

學科選択の心得

一、本學則の三綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の方法にしてその特色は(一)教授時間の減少と(二)選擇制度の採用と(三)修業年限の伸縮の三綱に約するを得べし
一、教授時間の減少 主義に於ては變はらざるも從來の學則に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少しが爲め智識は外部よりの糊塗となりて難駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れざりき此を以て本學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年在學の學生に於ても最少限毎週十九時間の出席學習を以て正科卒業生の資格を得ることゝせり、尤も學生の體力共に適當なる場合には科目の性質にも參照して出席學習時間數を毎週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

二、選擇制度の採用 選擇制度も亦本校が從來より採用し來りし所のものなるも必修科目の數と其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なかりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが本學則は兩科目的割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目に過ぎず其學修時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するを得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は又從來の如く其學部に入學すれば其處に指定されたる一定の科目圓を是非共學習せざるを得ざるが如き検束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の專攻科目乃至自由選擇科目を選定し以て各自の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副專攻科目選定の場合には當人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に參考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せ

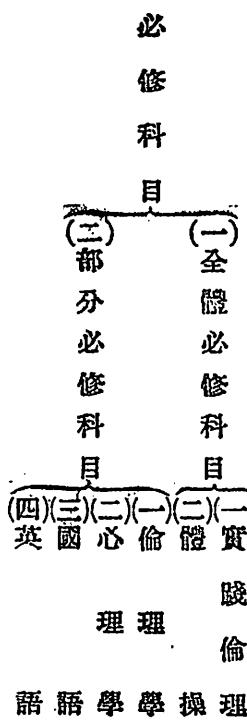
しめ之に許可を與ふることゝせり
二、修業年限の伸縮 従來の慣例に依れば各學校の修業年限は一定年限内に規定しあるも本來の性質より云へば各學生の體力性質其他の事情により自づから多少其長短を異にするべき筈のものなり故を以て本學則に於ては本科の正科卒業生としての資格を與ふるには前述せる如く少くとも四學年を通じて毎週十九時間毎年三十六週間の學習として計二千七百三十六時間の學習を要するを以て多數一般の學生に最も適當にして理想的なるものとして編制されたり故に本學則は四年を以て理想的修業學年とするものなるも速成を要する場合に體力性質共に適當なるものは毎週二十五時間づゝ學習すれば三ヶ年にて卒業し得べく又或は餘裕ある學習の希望若くは其他の事情に依つては五ヶ年にも卒業し得べき事とせり故に卒業資格としては少くとも三ヶ年の在學を要する事とせしも三ヶ年修業必ずしも理想的なりと云ふにあらざるなり然れども師範家政部に於ては文部省の教育法規との關係上之を二部に分ち第一部は四ヶ年修業第二部は三ヶ年修業と規定せしも其精神に至つては他部と異なる所なく即ち同一の精神を異なれる形式の上に表はしたものに過ぎざるなり

二、學則の編成法

學則の中心としての必修科目と選擇科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の憂なきにあらざるもその中心點を捕捉せんには刃を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要なる性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應せん爲め種々なる専門科目を選択科目として各科各部を分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ二點にし

て然かも選擇に重きを置きたる制度なるなり

全體必修科目と部分必修科目との役目 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一) 實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の軸信念涵養の根源にして(二)體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍛磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一)倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道徳の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要な事なるが故に二學年を通じて之を課し(二)心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍛磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三)國語及び(四)英語は共に發表理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙少しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に又修養上頗る價値あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課すことゝせり

主副專攻科目の役目 學生は各々個性を異にし體力を異にし學力を異にするが故に

選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に參照して或は主專攻科目のみを選択せしめ或は其上に副專攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主專攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼修せんと欲する場合には國語を副專攻科目として選擇するを得るが如き是れなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の專攻科目圓に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狭隘却て事物の真相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帯ばしめんと欲せば主專攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接なる關係ある科目を自由選擇科目として選び主專攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味の分配と云ふ事に存するなり

今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

選 擇 科 目 (一) 主 專 攻 科 目 (主興味集注科目)
 選 擇 科 目 (二) 副 專 攻 科 目 (副興味集注科目)

(三) 自由選擇科 目 (主要の役目……興味集中の補助)

部と科との意義 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集め一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科目的集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定數の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一

定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副専攻科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所なるに過ぎざるなり

三、科目の選擇編制の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に徴して所望の部中より主専攻科目又は副専攻科目乃至自由選擇科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目團を編制決定するものとす、而して各學生の學籍は其の主専攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の専攻科目團を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるゝと云ふが正當の考へ方なりとす

四、學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の知し

一、最少學習時間の場合

第一年	四年	一四四	九	三三四	六	二二六	一九	六八四	學年時間	科目	全體必修科目	部分必修科目	選擇科目	計
									時間	週	時間	時間	時間	時間

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目圓と自由選擇科目の選修に局限せざる可らず、而して第一年に於ては毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目圓と自由選擇科目を並修するを得べし

二、最多學習時間の場合

第二の場合に於ては選択科目學習時間に餘裕あるを以て主副專攻科目團を並修し得べきも又志望によりては主專攻科目團と自由選擇科目の學習に限るも妨げざるなり

五、學習課程編制の範例

各學生は其必修科目及び專攻科目の外各自の選擇による科目を定めて學習課程表を作るべからず今其範例として家政學部に於ける數種の例を掲ぐ

家政學專攻志願生の學習課程編制範例

		科 目				修 必				科 目		合 計		
		必 部		修 科		全體必				學 年	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
		科 目	修 分	科 目	修 科	實 践	倫 理	科 目	學 年					
家庭	物理學	英 語	國 語	心 理 學	體 操	二	同 上	二	同 上	第一年	二	同 上	二	同 上
二	計	三(九)	四(〇)	同 上	倫 理 學	二	同 上	二	同 上	第二年	二	同 上	二	同 上
		九	三	同 上	倫 理 學	二	同 上	二	同 上	第三年	二	同 上	二	同 上
										第四年				
食 物	研 究													
三	六													
同 上														
三	四													

科選自由目擇		哲學概論		(二)教育學概論		二兒童研究		二美術史		二宗教學概論		二田園經濟學	
小計													
(二)													
二													
四													
八													

第一例（最少學習時間に近き編制例）

括弧内の数字は五年程度高等女學校卒業生の學習すべき時間数を示す以下之に倣ふ
前掲必修科目と主専攻科目及び基礎科目の表は次の自由選擇科目表と相連絡合併して第一例となるものと
す以下の各表總て之に倣ふ

家庭微生物學		生理衛生學		家庭化學		主科基礎及		主科攻専目	
小計		小計		小計		合計		合計	
一	料理	二	研究	三	研究	五	衣服	二	三期期
(七)		(七)	住居	(二)	三二期	育兒	老	一	期期
八		八	同上	一七	同上	三	養護	二	期期
				一六	同上	二		二	家庭管理
				一一		三			

表中の總計とは前掲必修科目以下主専攻科目自由選択科目の全科目を合算せし時間數なり

總

計

二一(九)

一九

二〇

二〇

第二例 (最多學習時間に近き編制例)

科 目		自 由		英 語 讀 解		二 同 上		二 同 上		二 同 上		二 同 上	
小 計				哲 學 概 論		二 教 育 學 概 論		二 兒 童 研 究		二 家 庭 教 育		二 宗 教 學 概 論	
二五	四												
二四	七												
二五	八												
二五	一三												

第三例 (同前) 國 文 兼 修

副 專 攻

國 語 概 論

二

近 代 國 文 學

三

國 文 學 史

二

國 文 學 史

二

科 目		自 由 選 擇		小 計		言語言學概論	
總 計				哲 學 概 論		二 中世國文學	
二五	(四)	本 邦 畫		(二)	(二)	四	
二五	三	一 同 上			文 學 原 理 論		
二五	五	一 同 上			二 近代文學思潮	五	二 同 上
二五	九	一	二	美 術 概 論	二	四	二 上代國文學
二五				支 那 文 學 史	二	二	
二五				國 民 道 德	二	四	
二五				美 學 概 論	二	二	

第四例（同前） 理數兼修

		科選自由		科副專攻			
		哲學概論		數學		物理學	
		小計	生物學概論	小計	四	二	二
	總計	(四)	(二)	(二)	四	化	同上
	二五					學	
	二四				七	三	同上
	二五	二		兒童研究		同上	
	二四			家庭教育	七	三	同上
	二五			兒童問題		同上	
	二四	四	二	二	八	四	同上

第五例（同前） 裁縫兼修

副專攻科目		裁縫		裁縫兼修			
小計	裁	縫	裁	縫	兼修		
四	四	同上					
四	四	同上					
六	六	同上					
六	六	同上					

第七例（同前） 三學年家政專攻の場合

小 計	必修科目				科 目 學 年	第一年
	必修科目	必修部	全修體	科必修		
九	英語	心理學	體操	實踐倫理	二	
三	同上				二	
二					二	
九	同上	倫理學	上	上	二	
三					二	
二					二	
六					二	

總	小 計	由 擇 科 選 自	哲學概論	生物學概論	(二)	(二)
二五	(四)					
二五	四					
二五	五					
二四	六					

を知るべし

		主 攻 目		科 學		家庭物理學		食 物 研 究		三 同	
		小 合		小 計		料 理		家庭衛生學		衣服研究	
		自 由 選 科 目		哲 學 概 論		經 濟 學		家庭 衛 生 學		住 居 研 究	
		總 計		哲 學 概 論		經 濟 學		家庭 衛 生 學		住 居 研 究	
二四	四			二	二	二〇	一	三	一	二	三
二四	四			二	二	二〇	一	三	二	三五	三
二四	八	國 藝	宗教學概論	宗 教 學 概 論	二	二	一六	一〇	三	看護養老 一、二期	上
二四			兒童問題	兒 童 問 題	二	二				育 兒 三 期	二

○他の學科兼修の場合及び國文、英文、師範家政、社會事業各學部の編制は各の範例に準じて之れ

日本女子大書籍四十年史 編纂資料				
N.O.	58	出版	東京	価格
分類				
摘要				

日本女子大學校

東京市小石川區高田豐川町十八番地

電話 (同)本 校番町 同 三、一〇五〇
校長宅 同 三、二四四五
同 櫻 寶 賽 賽會番町 同 二、一六五四
同 楓 會 同 三、八二二四

大正十一年十二月印刷

日本女子大學校規則

並
附屬高等女學校規則

○入學志願者心得

○本

校

一、本校各學部に入學せんと欲する者は規定の入學願書履歴書に左の書類を添へて差出すべし（規則書第三十一條参照）入學願書には氏名の右側に片假名を附すること
一、卒業若くは在學せる學校の各學科評點席欠を記したる各學年成績表、最近の體格検査表及び人物
考查品行に関する證明書

一、卒業若くは卒業見込の證明書

二、英文學部入學志願者に對しては左の試験を行ふ

三、各學部特修生として入學を許可するに際し試験を以て學力を査定する場合は左の科目に就て行ふ

（規則書第四十八條参照）

國語典（勝讀文）
國語典（作文）
國語典（數學）
國語典（物理）
國語典（算術幾何）
國語典（代數）
國語典（物理）

右試験の程度は修業年限四ヶ年の高等女學校卒業の程度に依る但英文學部には右科目の外前項規定の英語試験を課す

四、家政學部、國文學部、英文學部三年學習及び師範家政學部第二部は當分生徒を募集せず
五、師範學校卒業生にして義務年限中に屬するものは其義務を解除せられたるか若くは本校に入學するため休職となりたる者にあらざれば入學を許さず

六、入學願書の受付は毎年一月中旬より開始するも其締切期限は毎年官報及び東京、大阪の重なる新聞紙に廣告すべし

七、右期限後査定の結果入學の許否を通知すべし尙試験をする者に對しては其旨を通知すべし

八、入學願書差出の後病氣若くは家事上の都合等にて入學を取消さんとする者は遲滞なく其旨届出づべし

九、入學願書差出の際履歴書に記載したる現住所を變更したる者は速に届出すべし

一〇、入學許可の通知書に指定したる期日内に入學手續を完了せざる者及び始業後一週間以上無届缺席をなしたる者は入學取消と見做し除籍す

一一、入學許可後第一學期中病氣其他の事故に依り缺席したる者は除籍すべし

○附屬高等女學校

一二、高等女學校第一學年に入學志願の者は規定の入學願書履歴書に左の書類を添へて差出すべし（附屬高等女學校規則第十二條参照）

一、卒業若くは在學せる小學校の各學科評點を記したる各學年學業成績表、最近の體格検査表及び人物考査品行に關する證明書

一、卒業若くは卒業見込の證明書

一三、高等女學校第二學年以上には他の高等女學校より轉校するものゝ外凡て試験の上にあらざれば入學を許さず

但試験は入學すべき學年迄に履修せしむべき全科目に就て行ふ

一四、前記第六より第十一に至る各項は之れを高等女學校志願者に適用す

○通學入寮に關する事項

一五、規則書第六十八條に規定せる如く本校學生は自宅以外よりは通學を許さず凡て入寮せしむるを以て本則とせるが故に入學志願者は豫め諒知せらるべし特別の事情ありて入寮すること能はざる者は其事由を申出で許可を受けたる上に非れば勝手に通學することを得ざるものとす

○學費に關する事項

一六、本校學生にて在寮する者の學費は規定の授業料校費寮費食料の外平均拾六七圓を要すべく故に毎月約四拾五圓を要すべし

一七、附屬高等女學校生徒にして在寮する者にあつては同じく規定の學費の外平均拾四五圓を要すべく故に毎月約四拾圓を要すべし

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

○本校は創立者たる前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來現校長麻生正藏氏と提携して其計畫に從事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり最近の現狀を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強經常費九倍強土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々増加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して千九百有餘名大學部卒業生亦二千二百餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解により異常の發展を遂げたるのみならず畏くも屢々皇室の優渥なる恩惠に浴せり即ち開校の年明治三十四年九月には昭憲皇太后特別の恩召を以て御下賜金あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下並に山階宮閑院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮二女王殿下の台臨を辱くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には皇后陛下の恩召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を辱くし同十一年十一月には東久邇宮山階宮兩妃殿下の台臨あり是れ啻に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子高等教育に取りて無上の御獎勵といふべく青年女子たるもの大に感奮努力して報効の誠を致さざるべからず特に本校は目下規模擴張の計畫中に於て近き將來に於て其程度を高め綜合大學としての實を擧げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんこ

とを期しつゝあり

二

二、本校教育の主義方法

○教育の目標 本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り設令性格は至醇なるも技倅劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なからべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所になり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非す此の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尚有爲の人物として完成し得ざる嘆あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟了自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頽に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自奮自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の養成を目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美の理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燦爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生具自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間

としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖もそは主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價值とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせる立脚地動機態度趣味等を以て事物を観察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢献するものなりかくの如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶対に同一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと觀じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有すると共に人格として對等なり是れ本校が男女差別的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重ノじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技倆を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢獻をすべきかを理解し以て家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉を増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徴に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面的教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有一の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性の教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからず個性の發揮は啻に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其満足幸福を完ふする所以なりとす。

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として個人として婦人を養成せんが爲に『信念徹底』『共同奉仕』『自發創生』の三原理を標置す信念徹底は高尚なる性格を培養する精神修養人格教育の根本原理にして又全人間的生活の根本動力たり宗教的信念は人性の本質天眞の必然的内發的表現にして偶然外部より添加されたる事象に非す人間が眞の人間らしき生活を完ふするに必須缺くべからざる人生の本源的動力にして人間は之れによりて初めて心の奥底より至誠の人となりその未然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を蘊して隣人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天眞を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的説法を試み學生に信仰を強ぶるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何なる宗教宗派を信するも學生各自の自由選擇に任するものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純眞なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會

生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力激測として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本根教育の樞軸たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潜める自己の質相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取すると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舍又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授研究の方面に於ては自動自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養

の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分属して各自の職責を負擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむ而して毎學年の修養上の集注點と係の種類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學年及び各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係農藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縦の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる横の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勵め實効を擧ぐるに努力せしむ尙係の會の外に毎週一回有志學生の瞑想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を前後二回開催し信念徹底相に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任するも其活動をして有るならしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○ 寮舍の教育 寮舍は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の経験を積ましむるのみならず實に人格修養に最適の好境遇にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にする故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす目下大學寮舍二十高等女學寮舍三合せて二十四にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家族を成して生活す大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に

學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしむ

○訓育の方針 學校に於ても寮舍に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとすされども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有効の指導を與へざるべからず然るに適切有効の指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風駘蕩の趣あると共に秋霜烈日の概なかるべからず之れ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを甄別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所になり又第二の要件としては學生の個性に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも之れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○本校の體育 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福の基礎たるが故に體育は何人にも必要なも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感ずるのみならず我日本婦人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なること、將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より體操遊戲競技等の體育のみならず學校寮舍及

び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を張らし國民全體の體力健康の増進に貢献せしめんことを期す

三、本校の法人組織

○明治二十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京小石川區高田豊川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁藏が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資產の所有名義者たる成瀬仁藏は今般創立委員と協議の上前記一切の資產を以て財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなし左の條項を定む

一 目 的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす

第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

二 名 稱

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

三 事務所

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豊川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資產

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資產(別紙第三號表の通)を寄附す

別紙第二金義捐名簿は永久に之を保存す

第六條 前條の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐豫約金にして將來本財團法人に拂込まるゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の資產に編入すべきものとす

第七條 資產の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資產は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持経費は左の收入を以て之を支辨す

一 資產より生ずる利子及び他の収益

一 入學金授業料及び他の雜收入

一 経費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資產の元本を以て経費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を經たる後主務官廳の許可を得て其資產を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本

法設立者の目的を永遠に繼續せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員(別紙第一號記載)の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半數の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委嘱す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す
但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資產及び業務の狀況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の義務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に從ひ評議員會の議決に從ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資產及業務の狀況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の變更

第廿五條 本寄附行為の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

子爵岡部八順

法學博士	公	文學博士	男	子
男				
爵	男爵	爵	爵	爵
三	阪	西	麻	江
濫				
三	井	久	久	村
澤	八	村	塘	和
井	谷	原	岡	岡
郎	園	保	和	和
榮	生	本	田	田
高	口	原	茂	茂
右		田	山	山
芳		吉	部	部
公		吉		
衛				
一	正	太	太	太
修	定	之	兵	兵
門				
郎				
望				
藏				
條				
郎				
讓				
助				
衛				
平				
治				

教務委員會事務監理

五、本校の現在組織

財務委員

○現今開設せる科及び部は左の如し

男爵住友吉左衛門
廣瀬實作
海二郎

○特典 師範家政學部第一部、第二部の卒業生にして成績佳良なる者は明治三十二年文部省令第二十五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験検定を受くる特典あり
但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず

一 師範家政學部第一部及第二部

家事

六、本校教職員

職員

幹校

長

教授 教員

授

(家政學部長)

家 政
支 那
裁 縫
國 文 學
統 文 藝
國 文 藝
倫 手 藝
統 文 藝

文學博士
文學士

文學士
文學士

井市犬橋二橋總友茅大一大綿

塘麻

茂生

太正

郎藏

(イロハ順)

村飼上
積堂本
高太萬正哲

進す

次保

秀郎み吉則銀彦郎枝德雄

三

岡野枝儀萬高太

島貫

井市犬橋二橋總友茅大一大綿

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 数

授

漢國教育學、教授法
生理學、衛生學 文
社會建築裝飾經濟學 學
會兒童理文歷制史學
兒洋文研事歷學研究業
哲育英西禮化學生社國法
哲學會心理兒文學語法史學

文學士	醫學博士	工學士
文學士	法學博士	
文學士	醫學博士	
文學士	醫學博士	
文學博士	文學博士	
文學博士	文學博士	
文學博士	文學博士	

桑栗浮浦村生永櫛長中武高田横河川渡
木田山田口田江崎井村村島橋邊手野野邊
跋芳重和文志孝太長孝進次一淳代清健英
冀藏信民治賀之郎潛我也午郎郎吉助丸作一

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 数

授

生物學文、美術史學、保健學、社會衛生學、家庭學、學術研究、體操(米國在學中)、英語文學、英語、英文學、宗教學、文化史學、理學、實踐倫理學、衣服原料學、國物學、英文學、社會學、數學、近代教育史(最近數)、經濟學

生 物 學
國 文 學
心理學、美術史
保 健 學
英 語、英 文 學
社會衛生學
數 學
近代教育史(最近教育思潮)

理學博士	文學士	文學博士	醫學博士
巴チエラーオアブアーツ マスター・オアアーツ	文學博士	文學士	醫學博士

前山島春繁三郎
 松本亦太
 二木謙
 イー、ジー、フイリップス
 富士川游郎
 藤田次郎
 小林澄兄
 近藤藏
 手塚兄弟
 安崎
 麻生
 浅野
 斎藤
 木岸
 鹿島
 三鹽

同 同 同 同 同 同 同 同 教 同 同 同 同 同 助 同 同 教
教

員 授 授

料 家 家 物 化 裁 博 化 家 家 體 家 料 英 國 博 國 英 英 體
理、 禮 文 文 文

法 事 事 理 學 縫 物 學 事 操 事 理 語 學 物 科 學 語 操

(米國在學中)

ペチエラーオアーツ
マスター・オブ・アーツ

藤野上若小岡早鈴佐月高中玉小大茅上島白

一六
井 代 田 村 山 村 木 木 田 桑 木 嘉 重 矩
坂 笠 川 木 賀 田 桑 木 じ 橋 野 嘉 た 重 矩
原 原 崎 ひ ふ 築 ゆ 代 直ん 代 廣 雅 の 祐 郎
町 庫 リ 原 さ で ふ 築 ゆ 代 直ん 代 廣 雅 の 祐 郎

貞子ウ富孝文わるさ寛花代直ん代廣雅の祐郎

察同察指 同同同同同同同同 嘴托教師 員
 監兼指導 導 琴琴オヴァアイネリ
 監上者 琴生蓮ビ琴家團數體
 察監及指導者 茶花道ノ事藝學操
 運上者
 上者

(イ)

生今出井口佐渥青安出近兒永久今蘆瀨篠酒阿
 一七田順)美木達井藤島井野野井部
 い城野上野繁志清よ文慶千十
 せ子璞柳秀誠野能孝琴し茂駿久松代信し代貞

向中月辻高高横淀金輕加渡若小大大仁早原池
井 村 内 桑 橋 田 野 子 部 用 邊 原 山 岡 野 田 千 美
榮 ま さ さ ミ 兎 ゆ 萬 代 知
榮代寛ん花だ春いッ伴喜龍富ん廣枝節子江和

庶教會 指同同察指同察指同察指同察指同察指同察指同指
務、 審導監兼指導導監兼指導導監兼指導導上(指導事務係)
務事務計者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者者
務

員

中藤池 鈴須瀬望篠上西蘆佐手藤藤山野野上
一九 村 原 上 木 田 月 塚 代 洞 澤 賀 塚 原 原 見 坂
村 錄 千 順 ひ き 野 フ キ た 民 千 ふ か 千 フ
太 郎 代 一 る よ 信 ノ し の 野 代 さ ね 貞 代 鶴 ジ 毒 う

同圖同會同同同教

校

上書上計上上上上務

醫西

醫學博士

江河小河津河岡五菊堀前矢二前

日本女子大學校規則

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適質なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うする
の淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とする

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校に本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

第一章 科 部 科 目 修業年限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科、醫科の四科とし各科を細別して部とし各
部に科目を分屬せしむ(但し醫科は當分之を缺く)

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の
八部とす

但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部に副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、社會事業學部、體育部、農藝部、商業部の六部とす

但し當分家政學部、社會事業學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他
部の主副專攻科目は順次開設するものとす

第九條 科目は各部に分属せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を専攻選擇科目及び自由選擇科目とし専攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の一科目とす

實踐倫理 體操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配當左の如し

倫理學 第二學年第三學年

心理學 第一學年

國語 第一學年

英語 第一學年第二學年

(哲學部第二、三學年に配當せ
る倫理學概論を以て之に充つ)
(哲學部第一年に配當せる心理學概論を以て之に充つ)
(國文學部第一年に配當せる作文文法)
(國文學部第二、三年に配當せる修辭及び現代國文學を以て之に充つ)
(英文學部第一、二年に配當せる第二英語讀解を以て之に充つ)

但し修業年限五ヶ年の高等女學校卒業者は國語科目を缺き他の科目を選択するを得

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて專修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尚ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇專修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則と

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目的研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

第十五條　自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條　選擇科目は相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條　各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を超えざる範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條　各學生は主専攻科目は八時間乃至十二時間副専攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條　各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條　各科各部所屬の科目は左の如し

第一 文 科

一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

二 哲 學 部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、心理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、文那文學史、漢文

四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文典英作文、英文學史、英文學概論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

五 文學部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小說、近代詩歌
六 史學部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒童問題研究

八 美術部

本邦畫、西洋畫、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

第二理

一 數學部

代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分

二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭微生物學、地質礦物學、天文氣象學、
自然研究

第三 實學科

一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及ビ食用器具及ビ臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗濯、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及ビ比較、住居建築、住居ノ發展及ビ比較、室內裝飾及ビ設、室內什器の取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老、社交及ビ禮法、生花、茶道

二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭微生物學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

三 社會事業學部

生理學、社會學、社會經濟學、統計學、社會衛生、社會心理學、應用人類學、憲法、行政、民法、社會倫理、變體心理學、社會問題、社會事業ノ發展及理論、產業ノ發展、同化事業、家族問題、防貧救貧事業、社會事業調查法、社會事業實習

兒童保全科 兒童學、兒童保全事業概說、兒科產科及看護法、育兒學、母親擁護事業、遊戲娛樂問題、個人調查實習、缺陷兒ノ研究及取扱、不良少年少女問題、家庭數育
女工保全科 工場法、青年女子ノ研究、女子職業問題、女工ノ教育保護及娛樂問題、女工使用問題、農村問題、社會政策、婦人問題、勞資問題

四 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格檢查法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戲

五 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養鷄養蜂類、田園經濟學、田園社會學、田園生活ト婦人

六 商業部

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

第三章 學年 學期 休日

第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十日を終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とする

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業

七月十一日より九月十日に至る

冬季休業

十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業

四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日曜日

神季皇靈祭

十月三十一日

神嘗祭

十月十七日
十一月二十三日

天長節祝日

二月十一日

新嘗祭

二月十一日
十一月二十三日

皇后陛下御誕辰

六月二十五日

春季皇靈祭

六月二十五日
十一月二十三日

第四章 科目配當及び時間

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

第一 文科

一、教育學部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
實踐 倫理				
教 育 學 概 論				
教 育 等 級 法				
中 等 教 育				
家 庭 教 育				
家 事 教 授 法				
國 語 教 授 法				
英 語 教 授 法				
社 會 教 育				
教 育 史				
教 育 制 度 及 法 令				
兒 童 研 究				

科 目	第一年	第二年	第三年	第四年
哲 學 概 論	二			
西 洋 哲 學 史				
東 洋 哲 學 史				
心 理 學 概 論				
倫 理 學 概 論	二			
現 代 倫 理 問 題				
美 學 概 論				
美 術 概 論				
論 理 學				
宗 教 學 概 論				
現 代 哲 學 思 潮				
國 民 道 德				

家族道德

三、國文學部

四、英文學部

三

五、文學部

科 目		第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
東 洋 史	本 邦 史				
一	三				
一	三				
一	三				

六、史學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
文學原理論				
言語學概論	二			
音聲學概論				
近代文學思潮				
近代散 文				
近代脚 本				
近代小 說				
近 代 詩 歌				

西 洋 史

史 學 概 論

人 文 史

地 理 學

二

二

二

二

二

七、社會學部

科 目 第一年 第二年 第三年 第四年

經 濟 學

二

二

二

二

二

二

二

本 邦 法 制

二

二

二

二

二

二

二

社 會 學 概 論

二

二

二

二

二

二

二

應 用 社 會 學

二

二

二

二

二

二

二

人 類 學

二

二

二

二

二

二

二

國 勢 研 究

二

二

二

二

二

二

二

家 族 研 究

二

二

二

二

二

二

二

第二一理 科

科 目	第一年						
	西	本	科	唱	西	本	科
琴	邦	目	歌	洋	邦	目	琴
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一

八、美術部

婦人問題研究		
兒童問題研究		
慈善問題研究		
二	二	二

一、數學部

三四

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
代 數 學				
幾 何 學	二			
三 角 術				
解 析 幾 何				
微 分 積 分				

二、理化學部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
物 理 學				
家 庭 物 理 學	二	二	四	四
化 學 學	三	三	三	三
家 庭 化 學				

三、博物學部

科 目	第一年			第二年			第三年			第四年		
	生 物 學	概 論	二	動 物 學	植 物 學	二	家 庭 博 物 學	生 物 學	二	地 質 學	天 文 學	自 然 研 究
			一	二				三	三			
								三	三			
二	二	二										

第三 實學科

一、家政學部

看 護 養 老	育 兒	園 藝	家 庭 管 理	住 居 衛 生	住 居 經 濟	家 具 什 器 の 取 扱	室 內 裝 飾 及 設 備	住 居 建 築	衣 服 の 發 展 及 比 較	手 藝	裁 縫	染 色
												四
												四
												四
												四
第一、二學期 二	第三學期 二	二		第三學期 二					第二、三學期 二	第一、二學期 二	二	四
												四

部		科			第一年	第二年	第三年	第四年	全體	必修	科目
		科體	實踐	倫理							
倫理學	計				四	二	二				
					四	二	二				
					四	二	二				
					四	二	二				

二、師範家政學部

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻科目とし之を二部に分ち左の如く課程を規定す

第一部

第一年	第二年	第三年	第四年	第一年	第二年	第三年	第四年	第一年	第二年	第三年	第四年
裁縫	裁縫	裁縫	裁縫	道花	道花	道花	道花	一回	一回	一回	一回
裁縫	一回	一回	一回	一回							
裁縫	一回	一回	一回	一回							
裁縫	一回	一回	一回	一回							

攻 專 主				小計	計	科 目 基 础 共 通 學 部 家 政				目 科 修 必 分		
育	食	住	衣			家	生	家	家	英	國	心
兒	物	居	服	庭	理	庭	理	庭	庭	語	語	理
法	研	究	研	微	衛	化	學	物	理	英	國	心
				菌	生	學	學	學	學	語	語	學
				二	八	一	二	三	二	九	三	四
				第二、三學期	第三、四學期	第一、二學期	第一、二學期	第一、二學期	第一、二學期	第一、二學期	第一、二學期	第一、二學期
				二	三五	九				五	三	
				第三學期								
三九	二	三				六				二		
						四						

		科 目		看護養老	
		家 庭 管 理	教 育 學	教 育 學	中等女學校教育法
合 計					二
二一					
一七	八	三			
一六	一〇	三			
一四	一〇	三			

第二部

教 育 學

教育學概論 二

一般教授法 二

合計	料理	三	八	三	三
		二五		一〇	一〇
			一九		
				一六	

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす
副専攻科目として物理化學を選擇する者は基礎科目中家庭物理學を缺く

三、社會事業學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
生 理 學				
社 會 學	二	二		
社 會 經 濟 學	二	二		
統 計 學	二	二		

四、體育部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
應用解剖生理學				
體 育 原 論				
體 育 史				
體 育 法 の 比 較 研 究				
體 格 檢 查 法				

治療體操

體操及遊戲	體操	體操教授法	治療體操
	二		
二	二		
二	二		
二	二		
二	二		二
二	二	二	

五、農藝部

科	日	第一年	第二年	第三年	第四年
土壤及肥料					
應用昆蟲學					
園藝					
養蜂類					
農業經濟學					
社會學					
田園生活					
婦人					

六、商業部

科 目	第一 年	第二 年	第三 年	第四 年
商 業 概 論				
經 濟 商 業 地 理				
商 用 算 術				
簿 記 及 計 算				
商 品 學				
商 事 經 營				
商 業 實 務				
商 法				

第五章 及落 卒業

第二十六條 學生の及落は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す
 第二十七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を參照し教授會議の議決を以て之を評定す
 第二十八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

印 校

姓

名

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す

(學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徵し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校

校長 氏

名 団

印

第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を行する者は從前の學歴に於ける成績を考查し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を認ず

- 一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者
- 一、専門學校入學者検定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者
- 一、専門學校試験検定合格證書を有する者

師範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込ありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者

一、專門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者

但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるものに限り入學を許可するこあるべし

第三十一條 入學志願者は左の書式に従ひ入學願書及び履歷書を認め成績體格及び品行に關する證明書を添へて差出すべし(卷頭入學志願者心得參照)

(用紙美濃紙)

入 學 願 書

本 緯

縣府縣

國 郡市

區 鄉町

村町村

番 地

番地

日本女子大學校長氏名殿

五〇

(用紙美濃紙)

履歷書
本籍 縣府 國 郡市 區町 村 番地
華士族平民 何某 何姉何妹女

一生年月日

一生地

一轉住(何歳より何歳迄何地に轉居する云々)

一現住所

一兩親の有無年齢

一父兄の職業

一何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業

一何年何月より何年何月迄何地何誰に就て何學を修業す

一
一
一
一
一

賞罰

右之通に候也

右何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(用紙
美濃紙)

印
三
收
錢
印
紙
入

現住所 在學證書

本籍 縣府 國市區町
華士族平民 何某 何姓女

何

生年月日 誰

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同
人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也
但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

現住所 本籍族
職業 保謐人 何誰印

生年月日

日本女子大學校長氏名殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身

分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四条 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五条 保證人の死去又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- 二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
- 三、引續き一箇年以上缺席したる者
- 四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年以内の休學をなすことを得但し休學中と雖も授業料校費を納むるものとす

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 研究科

第四十条 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を專修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十一條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究科生は許可を得て参考の爲め本科の講義に出席傍聴することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按検して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歷書其他の書式は正科に準ず

(用紙美濃紙)

本籍 県市 郡町 村番地

華士族平民 何某

何姉妹

生年月日 誰

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下度別紙履歴書並に
證明書相添へ此段相願候也

年月日

右何誰印

日本女子大學校長氏名殿

第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の参考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 講師者に講料を納付せしむることあるべし

第十一章 學費

第五十七條 受験入學志願者は受験料金參圓を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金六拾六圓とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾八圓 第二學期 貳拾八圓 第三學期 貳拾壹圓

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて毎學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 圓 第二學期 貳 圓 第三學期 壱圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第六十一條 樂器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン使用料金壹圓以上

一、ピアノ使用料金貳圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十一章 寮 規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校の目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自衛自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を探り言語動作を快活優美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦の地位に立たしめ寮監監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべ

し

第六十七條 察生は左の察費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通察	察費	貳圓五拾錢	食料及雜費	拾七圓五拾錢
折衷察	察費	參圓	食料及雜費	拾七圓五拾錢
洋風察	察費	參圓五拾錢	食料及雜費	拾七圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入察せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入察する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り善學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一 教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謙にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし

一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判斷するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管教師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の真相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發鍛磨し他日本業の後と雖も萬般の事物に

接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし

一
一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

附屬高等女學校規則

第一章 總則

第一條 日本女子大學校附屬高等女學校は女子に須要なる普通教育を授くる所とす
第二條 附屬高等女學校は日本女子大學校内に置く

第二章 科目 修業年限 學期 休業

第三條 附屬高等女學校の學科目は修身、國語、外國語(英又は佛)、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、音樂、體操とす

第四條 附屬高等女學校の修業年限は五ヶ年とす

第五條 學年、學期及休業は本校の規程に從ふ

第六條 學科程度及時間配當は左の如し

高等女學校學科課程 及落 卒業

		學年 / 每週				
		第一學年 / 時間	第二學年 / 時間	第三學年 / 時間	第四學年 / 時間	第五學年 / 時間
		每週	每週	每週	每週	每週
國	修	一	一	一	二	二
語	身	人倫ノ要旨	同	上	作	上
六	六	六	六	六	五	五
文法、讀、作文、 習字	講讀、作文、 習字	上	同	上	法上	同
		上	同	上	二	同
		上	同	上	二	同
		上	同	上	同	上

英語	歷史地理	數學	理科	家裁	圖音	體操	計三〇
五 藝取讀方、課解文法	日本地理史	二算	二植物、動物、物	一雜事	三縫縫方、裁方	一自 在	三單音唱歌
五 同	世界地理	二同	四同	一同	三同	二同	三同
五 同	世界地理	二上	四化物	二衣、食、住	二複音唱歌	三上	三同
五 同	西洋歷史	二幾	二衛生	二經濟、老、交際、看護法	一幾何	二同	三同
五 同	地理史概說	二代	一理科概說	二婦人衛生兒	一同	一同	三同
五 上	上	上	上	上	上	上	上

第七條 生徒の及落及卒業は各科目平日の成績により教員會議の議決を經て之を評定す
第八條 第四學年以下の各學年及第者には學年修業證書を授與し第五學年及第者には卒業證書を授與す

第四章 定員入學退學

第九條 附屬高等女學校の生徒定員は五百名とす

第十條 定期入學は毎學年の始め一回とするも同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験の上臨時入學を許可することあるべし

第十一條 年齢十二歳以上にして尋常小學校の課程を卒へたる者は第一學年級に無試験にて入學を許可するも其他は總て試験の上にて入學を許可す

但し相當年齢に達し第二學年以上に入學せんとする者は同程度の高等女學校より轉學するものゝ外總て試験に依る

第十二條 入學試願者は左の書式に従ひ入學願書及履歷書各一通を差出すべし

(川紙美濃紙)

入 學 願 書

本 籍

縣府縣府

國 國

都市 郡市

區町

番地

番地

現

住 所

國

區

町

華

士

族

平

民

何

某

何

姉

妹

女

生 年 月 日

右の者御校附屬高等女學校第何學年級へ入學仕度候間(無試験にて)(試験の上)御許可被下度
別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

右 父 兄

誰 印

日本女子大學校長氏名殿

履歷書

本籍 県國 郡村番地

華士族平民何某

何姉妹女

何

誰

一生年月日

一生地

一轉任(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)

一現住所

一兩親の有無年齢

一父兄の職業

一何年何月より何年迄何學校にて第何學年修業中或は卒業
一何年何月より何年何月まで何地何誰に就き何學を修業す

一賞罰

右之通に候也
年月日

右父兄
何

誰印

第十三條 入學の許可を得たる者は在學證書を差出すべし

但し在學證書の書式は本校の規定に従ふ

第十四條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

一品行不良にして改善の見込なしと認めたる者

一學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者

一體質虛弱にして成業の見込なしと認めたる者

一引續き一個年以上缺席したる者

一正當の事由なくして引續き一個月以上缺席したる者

第十五條 退學せんと欲するものは保證人連書して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第五章 學 費

第十六條 受驗入學志願書は受驗料金貳圓を入學願書に添へて納むべし

第十七條 入學許可を得たる者は入學料金參圓を在學證書に添へて納むべし

第十八條 授業料は一學年五拾五圓とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 拾 圓 第二學期 貳 拾 圓 第三學期 拾 五 圓

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第十九條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて每學期初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳 圓 第二學期 貳 圓 第一學期 壱圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第二十條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第六章 審 規

第二十一條 審規及び入察に關する事項は凡て本校の規定を準用す

○教 職 員

事務取扱

諭

事長

(イロハ順)

國體圖地裁理理英裁英國音

理、科、
歷、數

語、家

語操書史縫學科語科語事縫樂

竹高高加若若大小小丁穗服伊渡塘麻
藤木原島笠部邊茂生
内桑橋三八^ウ孝梅英太正
六三

若花勇吾里富重ん子春銀子鈴一郎藏

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

歷 理 英 體 體 數 國 國 體 英 料 國 歷 家 英 家 料 國 體

理、史、
禮 理

史 科 語 操 操 學 語 語 操 語 法 語 科 事 語 事 理 語 操

マスター オブ アーツ
パチエラーオブアーツ

文學士

廣 篠 上 白 木 酒 西 相 阿 小 藤 前 野 村 長 中 玉 竹 吉
塚 代 井 內 泉 島 村 木 澤 川 中
瀬 き 規 內 井 洞 八 部 や 田 木 田 六 四
よ た 矩 十 民 千 す 春 は て と 浪 玉
敏 し の 郎 愛 代 野 代 貞 よ 貞 三 ナ つ し 子 直 榮 忠

入學
志願者

田代和洋の心得

學科自由選擇の心得

本校規則中各學部の科目は選擇制度の主旨に基き各聯絡ある科目の一團を其學部に所屬せしめたるものにして（規則第二十條及び第二十五條參照）之れを主専攻科目（規則第十一條參照）として之れに必修科目（規則第十條及第十一條參照）を加へたるものをして當該學部の學生となす而して他の學部に所屬する科目と或は副専攻科目（規則第十三條參照）として或は自由選擇科目（規則第十五條參照）として選擇學習することを得るを以て入學の上は各自其學習科目を選択決定して學習科目課程表を作成するものとす左に學習科目選擇に關する心得に就て本校學則の趣旨を説明して参考に資せんとす

一、本校學則の綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の方法にしてその特色は「教授時間の減少と」「選擇制度の採用との二綱に約するを得べし

一、教授時間の減少 我國一般の學校に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少しが爲め智識は外部よりの糊塗となりて雜駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れず此を以て本校學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年の在學を通して最少限毎週十九時間毎學年三十六週間合計二千七百三十六時間の出席學習をして正科卒業生の資格を得ることゝせり、尤も學生の學力體力共に適當なる場合には科目の性質にも參照

して出席學習時間數を毎週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

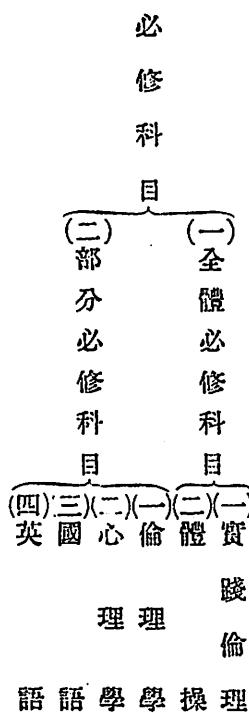
二、選擇制度の採用 選擇制度は本校が率先して採用し來りし所のものなるも從來必修科目に於て其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なかりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが數年前より之れを改め兩科目的割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目に過ぎず其修學時間數も亦計一千百五十二時間を出でざるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するを得ずと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は指定された一定の科目園を是非共學習せざるを得ざるが如き検束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の専攻科目乃行自山選擇科目を選定し以て各自の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副専攻科目選定の場合には當人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に参考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せしめ之に許可を與ふること

二、學則の編成法

學則の中心としての必要科目と選定科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の要なきにあらざるものその中心點を捕捉せんには刃を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要なる性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應せん爲め種々なる専門科目を選択科目として各科各部に分属せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ二點にしとくせり

て然かも選擇に重きを置きたる制度たるなり

全體必修科目と部分必修科目との役目 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の二種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し



(一) 實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の軸心信念涵養の根源にして(二) 體操は靈性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍛磨を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一) 倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道德の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要な事なるが故に二學年を通じて之を課し(二) 心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍛磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三) 國語及び英語は共に發表理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙少し學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に又修養上頗る價値あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課することせり

主副專攻科目的役目 學生は各々個性を異にし體力を異にし其他の事情を異にするが故に

選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に參照して或は主専攻科目のみを選擇せしめ或は其上に副専攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむ例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主専攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼修せんと欲する場合には國語を副専攻科目として選擇するを得るが如き是れなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の専攻科目間に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狹隘却て事物の真相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的的狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帯はしめんと欲せば主専攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接なる關係ある科目を自由選擇科目として選び主専攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味の分配と云ふ事に存するなり

今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

選 擇 科 目	(一) 主 專 攻 科 目 (主興味集注科目)
	(二) 副 專 攻 科 目 (副興味集注科目)
(三) 自 由 選 擇 科 目	(主要の役目: : 興味集中の分配) (副次の役目: : 興味集中の補助)

部と科との意義 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集めて一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定數の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一

定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副専攻科目乃至自由選択科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

三、科目の選擇編制の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に従して所望の部中より主専攻科目又は副専攻科目乃至自由選択科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目圖を編制決定するものとす、而して各學生の學籍は其の主専攻科目的所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の専攻科目圖を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるゝと云ふが正當の考へ方なりとす

四、學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の知し

一、最少學習時間の場合

第一年	四年	一四四	九	三三四	六	二一六	一九	六八四	學年	科目	全體必修科目	部分必修科目	選擇科目	計
									時間	時間	時間	時間	時間	時間
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第 三 年	第 二 年	第 一 年	科 目	學 年 時 間	全體必修科目		部分必修科目	選 擇 科 目	計
					時 間 週	一年時間			
四 一四四	四 一四四	四 一四四	四	九	一年時間	時 間 週	一年時間	時 間 週	一年時間
二	七二	五	一八〇	九	二三四	一二	一二	二五	九〇〇
一九	六八四	一九	一六	五七六	四三二	四三二	二五	九〇〇	九〇〇
二五	九〇〇	二五	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目團と自由選擇科目の選修に局限せざる可らず、而して第一年には毎週六時間の選擇科目學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目團と自由選擇科目を並修するを得べし

二、最多學習時間の場合

第 二 年	第 三 年	第 四 年	合 計	四 一四四	五 一八〇	一〇 三六〇	一九 六八四
			五七六	四	四	一四四	一九
			五七六	一四四	二	七二	六八四
			五七六	〇	〇	一五	一九
			一、五八四	一、五八四	一、五八四	二、七三六	六八四

第二の場合に於ては選択科目學習時間に餘裕あるを以て主副専攻科目を並修し得べきも又志望によりては専攻科目と自由選択科目の學習に限るも妨げざるなり

五、學習課程編制の範例

各學生は其必修科目及び專攻科目の外各自の選擇に応じる科目を定めで學習課程表を作らるべきものとす今其範例として家政學部に於ける數種の例を掲ぐ

一、家政學專攻志望生の學習課程編制範例

		必修科目				科目/學年	
小計		必修部分		全體必修科目		第一年	
家庭物理學		英語	國語	心理學	體操	實踐倫理	第二年
二	三(九)	三	四(〇)	二	二	同上	第三年
		同上	倫理學				四年
	九	三		二	二	同上	四年
食物研究				同上	同上	同上	四年
三	六			二	二	同上	四年
同上						同上	四年
三	四					二	四年

小計		選科目			哲學概論	
(二)					(二) 教育學概論	
二					二 兒童研究	
四		田園經濟學	宗教學概論	二	二	家庭敎育
八	二		兒童問題	二	二	

合計		小計		主專攻科目	
				及基礎科目	
		家庭衛生學	生理衛生學	化學家庭	家
(二)	八	一	二	研究衣服	三
(七)		料	研究住居	研究衣服	研衣服
		理	三期	二、三期	二、三期
		三	二	五	育兒
一	八	同	看護老養	三	三
七		上	二期	期	期
		三	二	二	二
一	一〇	同	/	/	家庭管理
六		上	/	/	
		三			
二	八				二

括弧内の数字は五年程度高等女學校卒業生の學習すべき時間數を示す以下之に依る

第一例 (最少學習時間に近き編制例)

前掲必修科目と主専攻科目及基礎科目の表は次の自由選擇科目表と相連繰合併して第一例となるものとす以下の各表總て之に倣ふ

總計二三九

表中の総計とは前掲必修科目以下主専攻科目自由選択科目の全科目を合算せし時間数なり

第二例（最多學習時間に近き編制例）

		科		選		自	
		目		擇		由	
總 計	小 計						
二五	四						
二五	七						
二五	八						
二五	一三						

第三例（同前）國文彙修

副專攻	國語概論	二近代國文學	三國文學史	二國文學史
-----	------	--------	-------	-------

總計		小計		科自選		自由擇		小計		科目	
											言語言學概論
二五	(四)							(二)	(二)	四	二
		本邦畫									中世國文學
二五	三	一	同上							五	二
											同上
二五	五	一	同上							四	二
											上代國文學
二五	九	一		二		二		二	二	四	二

第四例(同前) 理數兼修

		科選自由		副專攻			
		小計		數學	物理學		
		總計	生物學概論	計			
		二五	(四)	(二)	(二)	四	二
						化學	同上
		二四				七	四
						同上	同上
		二五	二	兒童研究	三	同上	四
					七	同上	同上
		二四	四	兒童問題	三	同上	四
				家庭教育	八	同上	四

第五例(同前) 裁縫兼修

副專攻科目		裁縫	計	四	同上	四	同上
小計				四	同上	四	同上
四				四	同上	四	同上
四				四	同上	四	同上
六		六	同上	六	同上	六	同上

科 目	選 擇	由 由	哲 學	概 論
總 計	小 計		生物 學概論	(二)
二五	(四)		(二)	(二)
			經 濟 學	教育 學概論
二五	四		二 圖 藝	二 兒 童 研 究
二五	五		二 展 衣 服 比 較 發	二 家 庭 教 育
二四	六		二 兒 童 問 題	二

○其他の學科兼修の場合及び國文、英文、師範家政、社會事業各學部の編制は上記の範例に準じて之れを知るべし

日本女子大学校四十年史 編纂資料				
八〇	59	去所	幹事室	係
令教				
主事				

日本女子大學校

東京市小石川區高田豐川町十八番地

電話(本
校長宅同
三、一〇七、
九五二〇)
同 横濱 寶
楓 會 買 會
同 同 番 町
三、二二四、
二二四、四四

大正十二年十二月印刷

日本女子大學校規則

日本女子大學校要覽

一、本校の沿革

○本校は創立者たる前校長成瀬仁藏氏が夙に國家發展の根本義として本邦に適切なる女子高等教育機關を創立するの必要を感じ明治二十七年以來現校長麻生正藏氏と提携して其の計畫に從事し同三十年四月設立の趣旨を天下に發表し朝野有力者の贊助を得て同三十四年四月開校せるものなり爾來校運年を逐ふて隆盛に赴き其の基礎漸く鞏固を加へ同三十八年五月之を財團法人の組織に改めたり最近の現状を以て創立當時に比較すれば其發展の歩合は寄附金十倍強経費九倍強土地三倍弱建物四倍強の計數を示すに至り入學志願者は年々增加して全國各府縣に亘り遠く臺灣朝鮮滿洲支那よりも來學するものあり現在學生々徒數は本校附屬校を合して千九百有餘名大學部卒業生亦一千三百餘名に達せり此の如く有志の深厚なる助力と世間の同情ある理解により異常の發展を遂げたるのみならず最も屢々皇室の優渥なる恩恵に浴せり即ち開校の年三十四年九月には昭慈慈皇太后特別の恩召を以て御下賜あり同三十九年十月には常宮周宮富美宮泰宮四内親王殿下並に山階宮閨院宮東伏見宮三妃殿下と北白川宮ニ女王殿下の台臨を辱くし次で同四十五年六月には東宮妃殿下台臨の榮を賜ひ大正六年四月には皇后陛下の行啓を仰ぎ奉り同八年三月には皇后陛下の恩召により再び御下賜金を拜領し同八年五月には東伏見宮妃殿下の再台臨を辱くし同十一年十一月には東久邇宮山階宮兩妃殿下の台臨あり是れ皆に本校の光榮のみに止まらず實に我國女子教育に取りて無上の御獎勵といふべく青年女子たるもの大に感奮努力して報効の誠を致さるべからず特に本校は目下規模擴張の計畫中にして近き將來に於て其程度を高め綜合大學としての實を擧げ以て當初の目的を完成し社會上下の寄託に辜負せざらんことを期しつゝあり

一一、本校教育の主義方法

○教育の目標

本校教育の主眼は高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人を養成するに在り設令性格は至醇な

るも技倆劣弱なる者は何等實効を擧ぐる能はず手腕あるも人物下劣なる者は亦世に害あるも益なかるべきなり是れ本校が高尚なる性格と有爲の手腕とを具へたる婦人の養成を目的とする所以なり然れども本校は高尚有爲の婦人として完成せる圓滿無缺の者を社會に出さんとするに非ず比の如きは人力の得て及ばざるところ人間は一生を通じて修養練磨に努力するも尙高尙有爲の人物として完成し得ざる歎あるを免れず況んや僅々三四年の學校生活に於てをや故に本校は唯將來高尚有爲の人物として自ら完成し得る動力を培養し其方法を悟了自得せる婦人を輩出せしめんと欲するに過ぎざるなり即ち老朽衰頬に向つて退歩する未來のみを有し進歩發展の將來を有せざる完成品にあらずして寧ろ各自天賦の生命たる自發的動力を培養し自衛自勵性格手腕の完成に向つて努力し永遠に進展して休まざる前途有望の未成品たる婦人の目標とするものなり

○教育の方針 本校は前項の目標に向ひ女子を人間として婦人として國民として個人としての四方面より教育するを以て方針とす

人間としての教育とは人間の人間たる所以の本質特徴にして男女に共通せる人間性の實現を云ふ此人間性とは自覺的に眞善美的理想を追求して内自我の向上充實の途を辿り外相愛互助共同奉仕の社會を造り燐爛たる文化を織り出だし悠久なる歴史を編む所の生真自發の靈妙不可思議なる精神的生命にして目的として取扱ふべく方便として取扱ふべからざる無上絶對の價値を具へ宇宙の大靈に接して靈化し人文の發展人類の向上に參與し得る人格なりかゝる人間性の自覺を喚起し其眞髓を發揮せしめ人間としての本領を實現せしむるを以て本校教育の主眼とす

婦人としての教育とは婦人に於て特別顯著なる性質即ち婦人の特徴を發揮するの謂なり此婦人の特性にも種々の方面ありと雖も主として婦人の母性愛に淵源するものにして婦人をして男子と異なる意義と價値とを有せしむる所以眞にこゝに存す婦人は男子のそれと異なる知情意を有すると云ふに非ずして婦人はこれあるが爲に男子と趣を異にせり立脚地動機態度趣味等を以て事物を觀察し思考し解釋し批評し鑑賞し玩味して其特色を發揮し人生の幸福安寧を増進し人類の向上發展に貢献するものなりかゝる如き婦人性は即ち婦人の天職使命の存する所にしてかゝる婦人の特徴を無視し男女を絶対に同一視するが如きは恰かも男女を全然相異なるものと観じ而かも其間に優劣尊卑の差別を設くるものと共に有害なる謬説たり男女は人間たる共通性を有する以上絶對的に相異なるものにあらざると同時に男女なる以上又絶對的に同一なるものにあらず男女は各獨特の性質を有するとと共に人格として對等なり是れ本校が男女差別

的對等觀の上に立脚して人間としての人格教育を尊ぶと共に婦人としての教育を重んじ其天職使命を發揮せしめんと欲する所以なり

國民としての教育とは日本婦人としての國民性を發揮すると共に國民としての責任を盡さしむるの謂ひなり婦人と雖も國民たる以上日本國民たる美質長所を有するのみならず現代に於ては婦人と國家との關係は極めて重く且密にして國家の存亡盛衰は男子と同様に婦人の肩上に懸れり是れ本校が婦人を日本帝國臣民として教育し日本國民たる自覺を喚起し其美質長所を發揚し且つ國民としての資格技倅を培養し生活の改善文化の向上に對する責任を完ふし尙進んでは日本帝國があらゆる方面に於て如何なる地位を世界列強の間に占め日本國民は東洋民族の進歩世界人文の發展に對して如何なる貢献を爲すべきかを理解し以上家庭の爲め社會の爲め國家の爲め人類の爲めに共同奉仕し其福祉をを増進せしめんと欲する所以なり

個人としての教育とは各個人の特徵に留意して學術の研究精神の修養上あらゆる方面的教育を施すと共に各個人の短所缺點を矯正し特に各個學生の長所美點を實現せしむるの謂ひなり各個人は萬人共有の通性を具ふると共に精神の各方面に於ける大小廣狹種々の個性の條件錯綜せる結果とも云ふべきものなり社會の團結維持に缺くべからざる通性の發揮は個性の活動を通じてのみ庶幾せらるゝが故に通性的教育の必要なると同様に個性教育も亦缺くべからず個性の發揮は啻に文化の發展社會の改善の實力たるのみならず又個人の天賦の特長を實現し其滿足幸福を完ふする所以なりとす

○教育の原理 本校は高尚なる性格と有爲の手腕とを兼備せる人間として婦人として國民として婦人を養成せんが爲に「信念徹底」「共同奉仕」「自發創生」の三原理を標置す信念徹底は人性の本質天眞の必然的表現にして偶然外部より添加される事象に非ず人間が眞の人間らしき生活を完ふするに必須缺くべからざる人生の本源的動力にして人間は之れによりて初めて心の奥底より至誠の人となりその未然の性を發展向上せしめ私心私情を去り純眞の愛を盡して隣人の福祉を増進するに力め且つ墮落せる人間も之れによりて悔悟改悛しその本質天眞を恢復するに至り倫理藝術の到底企及し得ざる偉大の感化力を有するものなり之れ本校が信念徹底第一主義を執る所以なりされど何等かの宗派的信條を定め儀式を行ひ傳道的說法を試み學生に信仰を強くるが如きは本校の極力排斥する所なり凡て宗教的信仰は自由にして如何

なる宗派を信するも學生各自の自由選擇に任するものなり唯本校は宗教的信仰の涵養徹底の必要を力説し學生各自發創生的に信仰を體得し常に宗教の生命其物に觸れんことを力め且つ學生相互の信仰を尊重し相互に靈性の修養に協力せしむることに主力を傾注するのみなりとす共同奉仕は信念徹底によりて養ひ得たる純眞なる愛の實現にして小は家族朋友より大は國家人類に至るあらゆる人間の福祉を増進し自他共存の目的を達するに必須なる團體生活社會生活の根本原理なり自發創生は哲學者科學者藝術家政治家事業家の偉大なる見識發見發明創作改良計畫より日常生活に於ける些細なる事柄の改善進歩を來たすべき研究生活の根本原理にして又個性發揮の動力なり信念徹底して愛の本體たる宇宙の大靈と人間の靈性との融合せる結果として共同奉仕の原動力茲に生れ且つ人間の社會性の實現せらるゝと共に他方には力の本源たる宇宙の大靈より無限の靈能を得て自發創生の精神能力深淵として活動し各人の個性は其特色を發揮するに至る此の如く信念徹底は人間の全生活の根本動力たるが故に本校は之を以て教育の第一原理とし最大の努力を致し第二に一方には學生の社會性の發展を促がし相愛互助共同奉仕の實を擧げしめ他方には學生の個人性を發達せしめ自發創生の生活を營ましめ以て高尚なる性格と共に有爲の能力を養成せんと欲するなり

○教育の主義 本校は上述の三原理によりて人間として婦人として國民として個人としての四方面に亘り高尚有爲の人物として婦人を教育せんが爲めに自動主義を高唱す自動主義とは各個人の進歩發展の根本動力たる學生各自の天賦の自發的活動力を啓發開展し學藝の研究には自學自習を實行せしめ徒に教師に依頼し漫りに他人を模倣するの弊に陥ることなく努めて現代生活に有益なる活知識を獲得せしむるも徒に博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し學藝の原理妙諦を自得し實際生活上萬般の事物問題に接して解釋應用の實力を培養せんことを期せしめ特に本校教育の権輿たる精神教育方面に於ける信念の涵養人格の修養に於ては自修自治を獎勵し他人の命令指揮を待たず自ら進んで内面生活の奥底に潛める自己の實相を凝視し貧弱にして醜惡なる小我を看取ると同時に偉大にして秀麗なる神性の内在を自覺し自念瞑想の努力によつて宇宙の大靈に觸れ精神的生命の更生を完ふし信念の確立徹底に力むると同時に學校寮舍又は家庭に於ける外部生活に於て父母教師先輩同輩乃至後輩に對し相愛互助共同奉仕を實踐せしめ性格の圓熟に向つて精進せしめんことを期す

○教育の方法 教授研究の方面に於ては自由自學主義の下に聽講讀書實驗實習等に從事せしめ訓育修養の方面に於ては自治自修機關として各學部各學年級に係なるものを設け各學生をして總て悉く係の一に分屬して各自の職責を負

擔せしむると同時に全體をして統一ある團體生活を營ましめ信念涵養共同奉仕自發創生の實を擧ぐるに協力せしむ而して毎學年の修養上の集注點と係の類及び其方針等は毎學年の初め上級生全體をして計畫立案せしめ各學期の最初に係の計畫發表會を開き各學年及び各學期の終末に其實績反省會等を催し以て學生々活改善の資に供す係は概して修養係研究係趣味係整理係經濟係體育係農藝係營養係に分類するを以て普通とす而して各學年級毎に各係の會合を開くのみならず各學部上下各學年級の同一係に屬する學生の聯合會たる縱の會と全學部の同一學年級の同一係に屬する學生の聚合會たる橫の會とを時々開催し縱横上下の聯絡統一を謀り共同一致實際生活上に於て修養を勵み研究に勤め實效を擧ぐるに努力せしむ尙係の外に毎週一回有志學生の瞑想會あり學期の始めと終りには府縣人會あり時々學藝會音樂會運動會等を催す特に夏季休業中には信州輕井澤三泉寮に於て四年生又は三年生の精神修養會を開催し信念徹底相に力めしむ總て此等の係及び會は素より學生の自治に任するも其活動をして有利ならしめんが爲めに女教師寮監の中に指導者なるものを設け其指導に當らしむ

○寮舍の教育 寮舍は本校の學校教育と相待つて本校教育の重大要素の一にして學術應用家政實習の經驗を積むるのみならず實に人格修養に最適の好境過にして世の所謂寄宿舎なるものと大に其趣を異にする故に自己の家庭より通學するものゝ外悉く之を入寮せしむるを原則とす且下大學寮舍二十高等女學寮舍三合せて二十四にして各寮一名の寮監の下に三十名内外の學生上級下級長幼相混じ一家庭を成して生活大體上寮規の一貫するものありて各寮經濟を異にし炊事を別にし寮監指導の下に上級生交代に主婦となりて家事一切を司どり他の寮生亦庖厨洒掃等の家務を分擔するも寮生の生活法に至つては成るべく各寮の考案工夫に一任し其特色を發揮せしむると共に各寮生をして自動自治主義の下に學校に於けると同様に種々の係りを設け衣食住衛生經濟裝飾等の家事萬端を自ら研究し實行し親しく其得失を實驗せしめ特に各自責任を重んじ一家相扶け友愛の情同情の念勤勞の趣味犠牲の精神を養ひ共同奉仕の性格を修練せしむ

○訓育の方針 學校に於ても寮舍に於ても上述の如く自治自修の機關を設けて各自の修養に努力せしむる所以は全く修養は教師と學生學生と學生との人格相互の接觸によりて始めて發展完成せらるゝを確信するが爲なりとするれども又學生の自治自修に放任するのみにて實績を擧げ得べきものにあらず必ずや適切有效の指導を與へざるべからず然るに適切有效的指導の第一要件は學生の人格に對する愛ならざるべからず人格愛は人格の本領を發揮實現するを以て

目的とし姑息の愛と全然異なるものにして春風駭蕩の趣あると共に秋霜烈日の概なからべからず之れ本校が純眞の愛を以て學生を訓育指導するに際し極めて嚴肅なる自己反省を促がし特に傲慢心と自利心とを制克し能く自敬と傲慢とを差別し我儘と自由とを甄別し徹底的に内面生活の奥底より自己改造を企て相愛協働自他融合の團體生活を營ましむるを怠らざる所以なり又第二の要件としては學生の個生に適合せる訓育指導を與ふることを重要視すると共に其長所を尊重すべきも是れ既述せるところなればこゝには之れを省く

○本校の體育 體育は本校教育の中心學生々活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源たる實踐倫理と共に全體必修科目の一たる地位を占むるものにして本校が如何に體育に重きを置くかを語るものなり云ふ迄もなく身體は靈性の宮殿にして健康は自他の發展幸福基礎たるが故に體育は何人にも必要なるも一家の主婦たり次代國民の母たるべき婦人に於て特に其必要を感じるのみならず我日本人の而かも高等教育上に於て其過去現在の體格體力の不充分なることと將來に於ける之に對する種々の希望とよりして一層切實に其必要を覺ゆ加ふるに二十歳前後は女子の一生涯中保健上最も重大なる時機にして細心の注意を拂はざるべからず之れ本校が當初より體操遊戯競技等の體育のみならず學校寮舍及び家庭に於ける各自の衛生に多大の注意を拂ひ實行を督責し體育及び衛生に對し終生衰へざる興味を養ひ各自の體力健康を増進せしむるのみならず遂には我國民間に體育尊重の精神體育實行の美習を張らし國民全體の體力健康の増進に貢献せしめんことを期す

三、本校の法人組織

○明治三十八年五月財團法人の組織に改めたり寄附行爲證書は左の如し

私立日本女子大學校寄附行爲證書

東京市小石川區高田豐川町拾八番地私立日本女子大學校は明治三十三年十二月現校長成瀬仁蔵が別紙第一號に記載する創立委員の指導に従ひ別紙第二號に記載する數多篤志者の義捐金に依りて創設せし所なるが右義捐金を以て買入れたる地所建物器具及び其他學校所屬資產の所有名義たる成瀬仁蔵は今般創立委員と協議の上前記一切の資產を以て

財團法人を設立し學校の基礎を永遠に鞏固ならしめんことを企圖し茲に寄附行爲をなし左の條項を定む

一 目 的

第一條 本財團法人は現在の私立日本女子大學校を維持擴張し女子に適切なる高等の教育を施すを以て目的とす
第二條 前條に掲げる學校の學科課程及其他の規定は別に之を定む

第三條 本財團法人の名稱は私立日本女子大學校とす

二 名 檎

第四條 本財團法人の事務所は東京市小石川區高田豐川町拾八番地に置く但評議員會の決議に依り之を移轉することを妨げず

四 資 產

第五條 成瀬仁藏は本財團法人を設立せんが爲めに地所建物器具其他現在私立日本女子大學校所屬一切の資產（別紙第三號表の通）を寄附す

別紙第二義捐金名簿は永久に之を保存す

第六條 の外現在の私立日本女子大學校に對する義捐金豫約にして將來本財團法人に拂込まれゝ資金及び本財團法人の目的を贊助して寄贈せらるゝ資金は本財團法人の財產に編入すべきものとす

第七條 資產の管理に關する規程は別に之を定む

第八條 現在の私立日本女子大學校の費途に供する爲め從來成瀬仁藏の名を以て借入たる別紙第四號表に掲ぐる借用金は本財團法人設立の上は債務の更改をなし本財團法人の負擔に歸屬せしむ

第九條 本財團法人の資產は如何なる場合と雖も第一條の目的以外に使用することを許さず

第十條 學校の維持経費は左の收入を以て之を支辨す

一 資產より生ずる利子及び他の収益

一 入學金授業料及び其他の雜收入

一 経費指定の寄附金

如何なる場合と雖も資産の元本を以て経費に充つることを許さず

第十一條 本財團法人は法定の解散事由の發生するに非ざれば解散することなし

第十二條 本財團法人解散するに至りたるときは評議員會は豫め其決議を經たる後主務官廳の許可を得て其資産を本財團法人の目的に同一なるか又は之に類似せる他の學校團體若しくは學會に寄附して本法設立者の目的を永遠に繼承せしむることを計るべし

五 評議員

第十三條 本財團法人に拾名乃至貳拾五名の評議員を置く

第十四條 評議員は法人設立の際現在の私立日本女子大學校創立委員（別紙第一號記載）の撰定に依り設立者之を囑託す

第十五條 評議員に缺員を生じたるときは評議員會の決議に依りて之を撰定囑託し現員一名に至りたるときは四名乃至九名の最多額義捐者又は其相續人と協議し又過半數の投票に依りて之を撰定囑託し又全員缺けたるときは五名乃至十名の最多額義捐者又は其相續人に其撰定を委嘱す

第十六條 本財團法人の業務に關する重大の事項は必ず評議員の議決を経ることを要す
但し評議員會の職制は別に之を定む

第十七條 評議員會は其議決を以て評議員理事及び監事を罷免することを得

第十八條 評議員會の議事は評議員全員過半數の同意を以て之れを決す

第十九條 評議員は自ら本財團法人の資産及び業務の状況を監査することを得

六 理事及監事

第二十條 本財團法人を代表し法人の業務を處理せしむる爲め理事一名を置き之を校長と稱す

第二十一條 理事は評議員會の議決によりて之を撰定す

第二十二條 理事は別に定むる職制に從ひ評議員會の議決に從ひ其職務を行ふ

第二十三條 本財團法人の資産及業務の状況を監査せしむる爲め監事二名を置く

第二十四條 監事は評議員會の議決に依り撰定囑託す

七 寄附行爲の変更

第廿五條 本寄附行爲の定めたる事項にして第一條第五條及第九條の趣旨に反せざる範圍内に於て評議員會の議決により必要と認めたる時は主務官廳の許可を経て之を變更することを得

四、本校の評議員

子爵岡部(イロハ順)

法學博士	公爵	文學博士	爵
子男爵	公爵	男爵	子爵
廣瀬三井海潮	阪谷井澤	西園生寺	麻口亦
廣瀬三郎	阪谷井澤	西園生寺	麻口亦
滋井二實	久松久本保亦	久原田房吉	久井田部
三高榮	久松久本保亦	久原田房吉	久井田部
實三高榮	久松久本保亦	久原田房吉	久井田部
豐太郎	久松久本保亦	久原田房吉	久井田部
長兵衛	久松久本保亦	久原田房吉	久井田部
豐太郎	久松久本保亦	久原田房吉	久井田部
長兵衛	久松久本保亦	久原田房吉	久井田部

教務委員
事務委員
監理

男爵 森村開作
住友吉左衛門

五、本校の現在組織

○現今開設せる科及び部は左の如し

文	文	文	文	修業年限
科	科	國文學部	四ヶ年	
英	文	文學部		同
家	政	學部	同	同
學	科	師範家政學部第一部	同	同
附屬	高等女學校	第二部	同	同
附屬	蒙明小學校	第三部	同	同
附屬	幼稚園	五ヶ年	三ヶ年(當分生徒を募集せず)	四ヶ年
滿四歳ヨリ六歳マデ	尋常科六ヶ年			
○特典	師範家政學部第一部、第二部及び英文學部の卒業生にして成績佳良なる者は明治三十一年文部省令第二十 五號に依り高等女學校及び女子師範學校の教員として無試験検定を受くる特典あり 但 授業總時數の四分の一以上缺席したるものは特典に預ることを得ず			
○免許學科	一師範家政學部第一部及第二部	家事		
一英文學部	英語			

六、本校教職員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 教

副幹校

授

幹

事長職

教授教員

員

支那文學	家政學
統文理學	裁縫手藝
倫理學	統計學
社會學	文學
英語、英文學	文學
教育學、教授法	文學
生理學、衛生學	文學
近代文藝思潮	文學

(家政學部長)

文學博士	文學士	文學士	文學士	文學士	文學士
------	-----	-----	-----	-----	-----

麻塘安

井生茂

正太郎

藏郎亮

横河渡	綿奧	大友	大總	二橋	犬市	井安
二山手	野邊貫	島岡枝	積堂	本飼	村上	口八順
千代有	太清	正萬	高進	保次		
之助策	英哲	一正	萬高	則銀	吉み	秀郎

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 數
授

アヌタ

同 同 助 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 数 教 授

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 教 同 同 同 助
授 教 師

英家體社會問題調查法理學事務操事理學物學事理語道刀ノ藝事學法事理學物學事理語

囁托教師

同

琴

察監及指導者

同指同同察同同察察監兼指導者
導上者上上監上上者者者者
察監兼指導者(察舍事務係)

中月高横横淀金渡若若岡小大鳥仁今出井 佐渥
一村川野子邊木原山岡居科城野上 (イロハ順)
田桑田ヤサミじやく見野繁
菜 茜 代寛花春エイツ龍里富清ん枝愛節環柳秀 誠野

指 察 同 指 同 察 同 指 同 同 察 同 同 指 同 同 察 同 同 指
監 賈 集 監 賈 集 監 賈 上(指導事務係) 監 賈
導 指 導 指 導 指 導 指 導 指 導 指 導 指 導
者 者 上 者 上 者 上 上 者 上 上 者 上 上 者 上 上 者

鈴瀬篠上御西蘆佐齋安芦手小藤藤深山野野氏上中
木 塚 代 洞澤賀藤東 割 塚山 原津原 口 坂川 一
野 き た 民千ふハ幸 ャ かま 千秀田 つ リナ
で よ ツ シ 田 フ
る信しの正野代さル子エねつ貞代子鶴シた壽ウミ

顧 同 圖 會 同 同 教 會 教 廉 教 會
 務、
 校 察 事
 問 上 計 上 計 務 務 務 務 計
 務
 醫 員

醫學
 博士

前矢二 堀岡池津小河溝江中藤池
 一七 田木 田 田 池 口 村 原上
 田 い 田 曲 野 鶴錄 千順
 浩謙 い ゆ 八 治 大
 圖藏三 そち和睦き政郎郎代一

日本女子大學校規則

一八

第一章 總 則

第一條 本校は本邦の女子に適質なる高等の學藝を授け能く日進の社會に順應して其の職務を完うするの淑女たり良妻賢母たるべき者を養成する所とす

第二條 本校は日本女子大學校と稱す

第三條 本校は東京市小石川區高田豐川町に置く

第四條 本校は本科及び研究科を設置し高等女學校小學校幼稚園を附設す

第二章 科 部 科 目 修業年限

第五條 本科を分科制度とし科を分ちて文科、理科、實學科、醫科の四科とし各科を細別して部とし各部に科目を分属せしむ(但し醫科は當分之を缺く)

第六條 文科を分ちて教育學部、哲學部、國文學部、英文學部、文學部、史學部、社會學部、美術部の八部とす
但し當分國文學部、英文學部に主副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものす。

第七條 理科を分ちて數學部、理化學部、博物學部の三部とす

但し當分理化學部は副專攻科目を開設し順次他に及ぼすものとす

第八條 實學科を分ちて家政學部、師範家政學部、社會事業學部、體育部、農藝部、商業部の六部とす

但し當分家政學部、社會事業學部に主副專攻科目を開設し師範家政學部は特に課程を規定開設し他部の主副專攻科目は順次開設するものとす

第九條 科目は各部に分属せしむるも各學生の學習上之れを分ちて必修科目及び選擇科目とし必修科目を全體必修科目及び部分必修科目とし選擇科目を專攻選擇科目及び自由選擇科目とし專攻選擇科目を基礎科目主專攻科目及び副專攻科目とす

第十條 全體必修科目は全科全部各學年に共通せるものにして左の一科目とす

實踐倫理 體 操

第十一條 部分必修科目は全科全部に共通せるも一定の學年に限りて課するものにして其の科目及び配當左の如し

倫理學 第一學年第三學年

(哲學部第二、三學年に配當せらる倫理學概論を以て之に充つ)

心理學 第一學年

(國文學部第一年に配當せらる心理學概論を以て之に充つ)

英 語 第一學年

(修辭及び現代國文學を以て之に充つ)

第十二條 主專攻科目は各學生が主力を注ぎて専修せんと欲し各自の要求に應じて選擇すべき聯絡ある科目の一團にして主として第二第三第四學年に通じて研究するを通則とし各學生の所屬分科は本科目の所在に因りて定むるものとす

とす

第十三條 副專攻科目は必修科目及び主專攻科目學習の外に尙ほ餘力ある場合に各學生の要求に應じて選擇専修し得べき聯絡ある一團の科目にして主として第二第三第四學年に於て研究するを通則とす

第十四條 基礎科目は一定の專攻科目の研究に須要なる豫備科目にして主として第一學年に學習するを通則とす

第十五條 自由選擇科目は校長の許可を要するの外何等の制限なしに各學生が其の要求に應じて選擇研究するものとす

但し一旦選擇せる以上は漫りに中途廢止するを得ず

第十六條 選擇科目は相當數の志望者あるにあらざれば開設せざることあるべし

第十七條 各學生は毎週少くも十九時間を下らず多くも二十五時間を超える範圍内に於て科目を學習すべきものとす

第十八條 各學生は主專攻科目は八時間乃至十一時間副專攻科目は四時間乃至八時間の範圍内に於て選擇するものとす

第十九條 各科各部の科目は之れを四ヶ年に配當するも學力優秀にして本校所要の學業を修了し得る者は三ヶ年にて卒業することを許可す

但し師範家政學部の修業年限は三年及び四年の二部に規定す

第二十條 各科各部所屬の科目は左の如し

第一 文 科

一 教育學部

實踐倫理、教育學概論、中等女學校教育法、家庭教育、家事教授法、國語教授法、英語教授法、社會教育、教育史、教育制度及法令、兒童研究

二 哲 學 部

哲學概論、西洋哲學史、東洋哲學史、必理學概論、倫理學概論、現代倫理問題、美學概論、美術概論、美術史、論理學、宗教學概論、現代哲學思潮、國民道德、家族道德

三 國文學部

國語學概論、作文文法修辭、現代國文學、近代國文學、中世國文學、上代國文學、國文學史、有職故實、支那文學史、漢文

四 英文學部

英語讀解、英語發音會話、英文與英作文、英文學史、英文學概論、第二英文學、第二英語讀解、第三英語讀解、第四英語讀解

五 文 學 部

文學原理論、言語學概論、音聲學概論、近代文學思潮、近代散文、近代脚本、近代小說、近代詩歌

六 史 學 部

本邦史、東洋史、西洋史、史學概論、人文史、地理學

七 社會學部

經濟學、本邦法制、社會學概論、應用社會學、人類學、國勢研究、家族研究、婦人問題研究、慈善問題研究、兒

童問題研究

八 美術部

本邦齒、西洋齒、唱歌、ピアノ、オルガン、ヴァイオリン、琴

第二 理科

代數學、幾何學、三角術、解析幾何、微分積分

二 理化學部

物理學、家庭物理學、化學、家庭化學

三 博物學部

生物學概論、家庭博物學、植物學、動物學、生理衛生學、家庭微生物學、地質礦物學、天文氣象學、自然研究

第三 實學科

一 家政學部

食物原料、食物化學、食物調理、應用營養學、食物經濟、食物衛生、料理用及ビ食用器具及ビ臺所研究、料理衣服原料、衣服經濟、衣服衛生、衣服調製、洗滌、染色、裁縫、手藝、衣服ノ發展及ビ比較、住居建築、住居ノ發展及ビ比較、室內裝飾及ビ設計、室內什器ノ取扱、住居經濟、住居衛生、家庭管理、家庭園藝、育兒、看護養老、社交及ビ禮法、生花、茶道

二 師範家政學部

實踐倫理、體操、倫理學、心理學、國語、英語、家庭物理學、家庭化學、生理衛生、家庭微生物學、衣服研究、住居研究、食物研究、育兒法、看護養老、家庭管理、教育學、料理

三 社會事業學部

生理學、社會學、社會經濟學、統計學、社會衛生、社會心理學、應用人類學、憲法、行政、民法、社會倫理、變態心理學、社會問題、社會事業ノ發展及理論、產業ノ發展、同化事業、家族問題、防貧救貧事業、社會事業調查法、社會事業實習

兒童保全科、兒童學、兒童保全事業概說、兒科產科及看護法、育兒學、母親撫護事業、遊戲娛樂問題、個人調查實習、缺陷兒ノ研究及取扱、不良少年問題、家庭教育女工保全科、工場法、青年女子ノ研究、女子職業問題、女工ノ教育保護及娛樂問題、女工使用問題、農村問題、社會政策、婦人問題、勞資問題

四 體育部

應用解剖生理學、體育原理、體育史、體育法ノ比較研究、體格檢查法、治療體操、體操教授法、體操、體操及遊戲

五 農藝部

土壤及肥料、應用昆蟲學、園藝、養飼養蜂類、田園社會學、田園生活ト婦人

六 商業部

商業概論、經濟商業地理、商用算術、簿記及計算、商品學、商事經營、商業實務、商法

第二章 學年 學期 休日

第二十一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二十二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月十日より七月十日に至る

第二學期 九月十一日より十二月二十四日に至る

第三學期 一月八日より三月三十一日に至る

第二十三條 定期休業は左の如し

夏季休業 七月十一日より九月十日に至る

冬季休業 十二月二十五日より一月七日に至る

春季休業 四月一日より同月九日に至る

第二十四條 定日休業は左の如し

日曜日

秋季皇靈祭

天長節祝日 十月三十一日

紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 六月二十五日

神嘗祭 十月十七日
新嘗祭 十一月二十三日

春季皇靈祭 本校創立記念日 四月二十日

第二十五條 各部の科目學習時間は左の如く四學年に配當するも時宜に應じて變更することあるべく又學生學習の便宜上變更することを得るものとす

第四章 科目配當及び時間

第一文科

一、教育學部

科 目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
實踐倫理	二	二	二	二
教育學概論				
中等女學法校				
家庭教育				
家庭教				
事教授法				
國語教授法				
第一、二學期二	第一、二學期二	第一、二學期二	第一、二學期二	第一、二學期二

三、國文學部

四、英文學部

四、英文學部									
科 目					漢文				
第一年					第二年				
英語讀解	英語讀解	英語讀解	英語讀解	英語讀解	英語發音會話	英語發音會話	英語發音會話	英語發音會話	英語發音會話
二	三	三	三	三	二	二	二	二	二
二	三	三	二	二	三	二	二	二	二
二	三	二	二	二	三	三	三	三	三
二	三	二	二	二	五	七	七	七	七

五、文學部

科	目	第一年	第二年	第三年	第四年
文學原理論					
言語學概論					
音聲學概論					
近代文學思潮					
近代脚本文					
近代小說說					
近詩歌					

六、史學部

科	目	第一年	第二年	第三年	第四年
本邦史					
東西洋史					
西史					
東洋史					
邦史					
西洋史					
日本史					
歐美史					

史學概論
人 文 史
地 理 學

二 二 二

二 二 二

二 二 二

科

目

第一年

第二年

第三年

第四年

經

濟

學

制

社

會

學

概

論

人

類

學

應

用

社

會

學

國

勢

研

究

學

家

族

研

究

學

婦

人

問

題

研

究

慈

善

問

題

研

究

兒

童

問

題

研

究

八、美術部

科	本	邦	畫	目	第一年	第二年	第三年	第四年
琴	西	洋	畫	唱	ビ	歌	歌	唱
ヴィ オ リ ン	オ ル ガ ン	ア ノ	画	一	一	一	一	一

第二理科

一、數學部

科	第一年	第二年	第三年	第四年
代數學	二	二	二	二
幾何學	一	二	二	二
三角學	一	二	二	二
三幾角術	一	二	二	二

微	解	折	幾	何

二、理化學部

科	目	第 一 年	第 一 年	第 三 年	第 三 年	第 四 年
物	理					
化	學					
家	庭					
庭	物					
物	理					
學	學					

三、博物學部

科	目	第 一 年	第 二 年	第 三 年	第 四 年
動	物				
植	物				
家	庭				
生	物				
物	學				
學	概				
學	論				

第三 實學科

一、家政學部

住居の發展及比較	住居衛生	室內裝飾及設備	住居建築	衣服の發展及比較	裁縫藝	染色	洗濯	衣調製	衣衛生	衣經濟	衣原濟料	理料
	第二、三學期二	第一、二學期二	第二、三學期二	四	二	四	二	四	四	三五	三	三
第三學期二												

二、師範家政學部

本學部の科目は家政學部の科目を主専攻目とし之を一部に分ち左の如く課程を規定す

第一
部

攻專主				小計	科 基 礎	共 通	學 部	家 政	目科修必分部					計	
育兒法	食物研究	住居研究	衣服研究						英語	國語	心理學	倫理學			
				二	八	一	二	三	二	九	三	四	二	四	
				第二、三學期二	第一、三學期三五	九					五	三		二	四
第三學期二	三					六					二			二	四
	三					四									四

第二部

科 目	科 必 修	全 體								
科 目	科 必 修	全 體								
科 目	科 必 修	全 體								
英	心	倫	計	體	實	踐	倫	理	體	實
計	理	理	計	操	踐	倫	理	理	操	學
	語	學								
五	三	二	四	二	二	二	二	二	二	二
五	三	二	四	二	二	二	二	二	二	二
二			二							

科 目		看 護 養 老		第一、二學期 二	
家	庭 管 球	教	育 學	料	理
一					
一七	八	三	中等女學校教育論	二	二
一六	一〇	三	一般教授法	二	
一四	一〇	三	家私教授法	二	

合 計	日 科 攻 專 主										小 計	科 目	家政 學部 共通 基礎	家 庭 物 理 學		
	料 教 育	教 育	看 護	育 兒	食 物	住 居	衣 服	研 究	研 究	研 究						
二五	八	三									一七	八	一	二	三	二
一九	一〇	三	中等女學校教育法論	二		第一、二學期	二	第三學期	二	三	九					
一六	一〇	三	一般教授法	二						三	六					

右は必修科目並に主専攻科目を規定せしものにして副専攻科目は各學生の要求（例へば物理化學或は裁縫手藝或は國語漢文學等）に應じて選擇せしむるものとす

三、社會事業學部

科	目	第一年	第二年	第三年	第四年
社會問題	社會心理學	二	二	二	二
社會心理學	社會人類學	二	二	二	二
社會倫理學	社會心理學	二	二	二	二
行政民法	憲法、行政、民法	二	二	二	二
變態心理學	應用人類學	二	二	二	二
社會問題	社會衛生學	二	二	二	二
社會問題	社會統計學	二	二	二	二
社會問題	社會經濟學	二	二	二	二
社會問題	社會會理學	二	二	二	二
社會問題	社會會理學	二	二	二	二

社會事業發展及理論

四、體育部

科 目	第一年				第二年				第三年				第四年			
	體 育 史	體 育 原 論	應 用 解 剖 生 理 學		一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四
體育																

科 目	全 社 勞 資 人 問 題	保 農 村 會 政 策	工 農 村 會 政 策	女 工 使 用 問 題	女 工 娛 樂 問 題	女 子 職 業 問 題	女 子 職 業 問 題	青 年 女 子 研 究	工 場 法 育	家 庭 教 育
(二)	二	二	(二)	(二)	二			(二)	(二)	二

體育法の比較研究

一
二

體格検査法

二
二

治療體操

二

體操數授法

二

體操及遊戲

二

二

二

二

五、農藝部

科 目 第一年 第二年 第三年 第四年

土壤及肥料

二

二

二

應用昆蟲學

二

二

二

園藝類

二

二

二

養雞養蜂類

二

二

二

田園經濟學

二

二

二

田園社會學

二

二

二

田園生活と婦人

二

二

二

六 商業部

科 目												
	第一年	第二年	第三年	第四年	第一年	第二年	第三年	第四年	第一年	第二年	第三年	第四年
商業概論												
經濟地理												
商業地術												
簿記及計算												
商品品學												
商業經營學												
商業實務												
商法												

第五章 及格 卒業

- 第一六條 學生の及格は各科目平常の成績により教授會議の議決を以て之を評定す
- 第一七條 學生の卒業は各科目平常の成績と卒業論文を參照し教授會議の議決を以て之を評定す
- 第一八條 正科卒業の者には左式の卒業證書を授與す

印 校

姓

印

名

本校何科何部に在學し成規に従ひ左の科目を學習し正に其業を卒へたり仍て之を證す
 (學習科目を掲ぐ)

各教授の證明に徵し此證書を授與す

大正 年 月 日

日本女子大學校
校長 氏

名

第六章 入學 在學

第二十九條 入學は毎學年の始め一回とす

第三十條 身體健全品行方正にして左の資格の一を有する者は從前の學歴に於ける成績を考査し適當と認定したる者に限り第一學年に入學を許可す

但し英文學部に入學する者は英語の試験を課す

一、修業年限四ヶ年以上の官公私立高等女學校卒業者

一、専門學校入學者檢定規程に依り文部大臣の指定を受けたる學校卒業者

一、専門學校試験檢定合格證書を有する者
 節範家政學部第二部に於ては左の資格の一を有し體力學力共に優秀にして本部修業の見込ありと査定したる者に限り第一學年に入學を許可す

一、修業年限五ヶ年の官公私立高等女學校卒業者
二、専門學校入學者検定規程に依り文部大臣の指定を受けたる修業年限五ヶ年の學校及び師範學校卒業者
但し修業年限四ヶ年の官公私立高等女學校卒業者と雖も特に優秀なるものに限り入學を許可することあるべ
し

第三十一條 入學志願者は左の誓式に従ひ入學願書及び履歴書を認め成績體格及び品行に關する證明書を添へて差出
すべし(卷頭入學志願者心得参照)

(用紙美濃紙)

入　學　願　書

本　籍

府

國

區

町

番地

現　住　所

縣

國

市

區

町

村

番地

華士族

平氏

何

某

何女

何

誰

生　年　月　日

私機御校何科何部へ入學仕度候間學業成績御考查、上御許可被下度別紙履歴書並に證明書相添へ此段相
願候也

年　　月　　日

右

何

誰印

日本女子大學校長　氏

名殿

履歴書
本籍府縣國郡市區
華士族平民何村町
何某番地
姉妹何女

何

誰

一生年月日	一生年月日
轉住(何歳より何歳迄何地に轉居す云々)	現住所
兩親の有無年齢	一
一父兄の職業	一
一何年何月より何年何月迄何學校にて第何學年修業中或は卒業	一
一何年何月より何年何月迄何地何誰に就て何學を修業す	一

賞罰

右之通に候也

何

誰

第三十二條 入學の許可を得たる者は左の書式に従ひ在學證書を差出すべし

(本用紙ハ入學許可ノ際學校ヨリ交付ス)

在 學 證 書

現 住 所

本 籍

縣 府

國

市 區

町 村

番 地

華士族

平民 何

某

何女
姉妹

生 年 月 日 誰

三 錢 收
印 紙

右之者今般御校へ入學御許可相成候に付ては同人在學中御校規を堅く相守らせ候は勿論同人に係る一切の事柄は拙者に於て引受申候也
但し拙者轉居或は改印の節は速に御届可申候也

年 月 日

現 住 所
本 籍

族 族

保 譲 人 何

誰 印

生 年 月 日

日本女子大學校長 氏

名 殿

第三十三條 保證人は年齢三十歳以上にして東京市内に一家計を立て被保證學生の監督をなし同人の身分に關し一切の事柄に責を負ひ得べき者たるを要す

但し郡部在住者と雖も本校の見込により保證人たることを承認すべし

第三十四條 保證人長く旅行する時は豫め相當の代理保證人を定め本校へ届出づべし

第三十五條 保證人の死^ス去^ス又は轉住の節は直に第二十三條の資格を有する人を以て之に代へ改めて在學證書を差出すべし

第七章 退學 休學

第三十六條 左の各號の一に該當する者には退學を命ず

- 一、性行不良にして改善の見込なしと認めたる者
- 二、學力劣等にして成業の見込なしと認めたる者
- 三、引續き一箇年以上缺席したる者

四、正當の事由なくして引續き一箇月以上を缺席したる者

第三十七條 退學せんと欲するものは保證人連署して其理由を認めたる退學願書を差出し校長の許可を得べし

第三十八條 生徒の疾病其他止むを得ざる事故の爲三箇月以上修學し能はずと認むる時は豫め其許可を得て一學年内の休學をなすことを得但し休學中と雖も授業料校費を納むるものとす

第三十九條 休學期限内と雖も休學の事故止む時は休學を解除し原級に復せしむ

第八章 研究科

第四十條 正科卒業生及び特修修了生にして尙進んで一層高等の學藝を專修せんとする者の爲めに研究科を設く

第四十一條 研究科の修業年限は一年以上三年以内とす

第四十二條 研究科の科目は研究科生の志望に應じ事情の許す限り開設す

第四十三條 研究科生は各自の志望によりて其研究題目を選定し擔當教授指導の下に之を研究するものとす

第四十四條 研究科生は許可を得て参考の爲め本科の講義に出席傍聴することを得

第四十五條 研究科の爲め特に講義實驗實習を開設することあるべし

第四十六條 所選題目研究の結果を按検して證明書を授く

第四十七條 本校の諸規則は凡て之を研究科に適用す

第九章 特修生

第四十八條 正科生たるべき資格を有せざるも査定の上本校所設科目を學習し得る學力ありと認定したる者は特修生として入學を許可す

但し教授上差支なき場合に限る

第四十九條 特修生は品行方正身體健全年齢十六歳以上の者たるを要す

第五十條 特修生の學習科目は實踐倫理體操を除く外各自選擇の上許可を得て決定するものとす

第五十一條 特修生にして所選科目を正當に學習したる者には望により證明書を授與すべし

第五十二條 本校の諸規則は凡て之れを特修生に適用す

第五十三條 特修生は左の書式に従ひ入學願書を差出すべく履歷書其他の書式は正科に準ず

(用紙表題紙)

入學願書

本籍府市區
縣 郡 町

華士族 平民 何 某 何女
番地

何 姉妹

生年月日

私儀御校何科何部の特修生として入學仕度候間學力査定の上御許可被下皮別紙履歷書並に證明書相添へ
此段相願候也

年 月 日

日本女子大學校學長 氏

名殿

誰印

第十章 科外講演

第五十四條 科外講演は規定科目の参考補缺に供せんが爲めに開設す

第五十五條 科外講演は臨時之を開設す

第五十六條 聽講者に聽講料を納付せしむることあるべし

第十一章 學費

第五十七條 入學志願者は検定料金五圓を入學願書に添へて納むべし

第五十八條 入學の許可を得たる者は入學料金五圓を在學證書に添へて納むべし

第五十九條 授業料は一學年金七拾七圓とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳拾八圓 第二學期 貳拾八圓 第三學期 貳拾壹圓

但し事情に依り毎月始めに分納することを許可することあるべし

第六十條 校費は一學年金五圓五拾錢とし左の割合にて每學期の初め五日以内に分納すべし

第一學期 貳圓 第二學期 貳圓 第三學期 壹圓五拾錢

但し事情に依り毎月初めに分納することを許可することあるべし

第六十一條 楽器演習をなす者は左の使用料を毎月初めに分納すべし

一、オルガン 使用料金壹圓以上

一、ピアノ 使用料金貳圓以上

第六十二條 既納の學費は何等の事情あるも返附せず

第十二章 寮規

第六十三條 本校の寮生たる者は克く本校目的を會得し寮監の指導を遵奉し長幼相助け親和を旨とし自立自修の精神を以て何事にも相一致して家庭同様の共同生活を營むべきは勿論事々に秩序を保ち時間を守り言語動作を快活優

美にして殊に精神の修養身體の健康に注意すべし

第六十四條 上級寮生をして順番に主婦的地位に立たしめ寮監督の下に於て家事の整理を習はしむ

第六十五條 寮生は長幼の差別なく凡て各自相當の家事を分擔せしむべし

第六十六條 本校々醫は寮の衛生を司り病者ある時は之を診察し病狀の輕重により相當の取扱をなすべし

第六十七條 寮生は左の寮費を毎月前納すべし

但し時價の高低に依り増減することあるべし

普通寮 療費 貳圓五拾錢 食料及雜費 拾七圓五拾錢

折衷寮 寮費 參 圈 食料及雜費 拾七圓五拾錢

洋風寮 療費 參圓五拾錢 食料及雜費 拾七圓五拾錢

第六十八條 本校學生は自宅よりする者の外は通學を許さず凡て入寮せしむるを本則とす

第六十九條 特別の事情ありて入寮する能はざる者は父兄若くは保證人連署を以て通學の理由と其の寄寓所に就て詳記したる通學願書を差出さしめ適當と認めたる場合に限り通學を許可す

生徒心得

本校の生徒たる者の本領は自己の品性智能を啓發するに在ることを明白に悟り吾學の二字を念々忘るゝことなく常に左の條々を恪守實踐すべきなり

一 教育 勅語の聖旨を奉體すべきは勿論固く本校教育の趣旨を服膺し校規を遵守し師友を敬愛し自ら修め自ら制して安逸華奢に陥らず己を重んじ人を尊び私を去り公に就き溫順恭謹にして學に誇らず信義禮節を守て輕浮に流れず志操を鞏固にし氣品を高潔にし以て貞淑の美德を涵養せんことを務むべし
一 學を修め藝を習ふには勉めて自ら觀察研究し自ら思考判断するの習慣を養ひ女生徒の通患として只管數師の説明と著者の意見とのみに依頼するの弊に陥ることなく博識多能ならんよりは寧ろ事物の眞相關係を辨知し藝術の原則妙理を會得するの智力を開發練磨し他日卒業の後と雖も萬般の事物に接して永く効力を有し應用自在ならんことを期すべし

一 一家の主婦たる重任を負へる女子にして羸弱多病なる時は一身一家の不幸は云ふも更なり餘累を子孫に遺し社會を害毒するの恐れあれば各自の體質に應じて適宜の運動體操をなし衣服より飲食讀書睡眠に至るまで凡て衛生の道を守り身體の強健ならんことを務むべし

入　學
志　望　者　學　科　目　選　擇　の　心　得

學科選擇の心得

本校規則中各學部の選擇制度の主旨に基き各聯絡ある科目の一團を其學部に所屬せしめたるものにして（規則第二十條及び二十五條參照）之れを主專攻科目（規則第十二條參照）として之れに必修科目（規則第十條及第十一條參照）を加へたるものを以て當該學部の學生となす而して他の學部に所屬する科目と或は副專攻科目（規則第十三條參照）として或は自由選擇科目（規則第十五條參照）として選擇學習することを得るを以て入學の上は各自其學習科目を選擇決定して學習科目課程表を作成するものとす左に學習科目選擇に關する心得に就て本校學則の趣旨を説明して参考に資せんとする

一、本校學則の綱要

本學則の特色 本學則は本校創立以來約二十年間主張し實行し來れる自動主義の一層適切なる實現の方法にしてその特色は（一）教授時間の減少と（二）選擇制度の採用との二綱に約するを得べし

一、教授時間の減少 我國一般の學校に於ては各學生が教授の下に所動的に學習し聽講する時間數多きに過ぎ自學自習の餘裕少しが爲め智識は外部よりの糊塗となりて難駁に流れ學力は内部より自發せずして淺薄に傾くの弊あるを免れず此を以て本校學則は教授時間數を減少し學生の自學自習の時間數を増加し四學年の在學を通して最少限毎週十九時間毎學年三十六週間合計二千七百三十六時間の出席學習を以て正科卒業生の資格を得ることせり、尤も學生の學力體力共に適當なる場合には科目的性質にも參照して出席學習時間數を毎週最多限二十五時間まで増加するを得るなり

二、選擇制度の採用 選擇制度は本校が卒先して採用し來りし所のものなるも從來必修科目に於て其教授時間の餘りに多きに反して選擇科目の數と其教授時間の餘りに少なかりしが爲め十分に其實効を擧ぐる能はざりしが數年前より之れを改め兩科目的割合を顛倒し前者を減少し後者を増加したり即ち必修科目は全在學年限を通じて僅々六科目

に過ぎず其修學時間數も亦計一千百五十二時間を出でるに一方選擇科目は其科目數は學生選擇の關係上一定するのみ得すと雖もその學習時間數は最少の場合すら千五百八十四時間に及び最多の場合の如きは實に二千四百四十八時間の多きに上れり之を以て學生は指定されたる一定のる科目を是非共學習せざるを得ざるが如き檢束を受くることなく各科各部分屬の種々の選擇科目中より自己が望む所の主副の專攻科目乃至自由選擇科目を選定し以て各自の學習課程を編制するの自由を有するなり而して各學生の科目を選定特に主副專攻科目選定の場合には當人の個性父母の要求家庭の事情其他あらゆる必要の方面に参考して遺漏なき指導を與へ然る後に選定せしめんに許可を與ふることゝせり

一一 學則の編成法

學則の中心としての必要科目と選定科目 本學則の編制法は普通の學校規則と大に體裁を異にする所あり一見多少難解の憂なきにあらざるものその中心點を捕捉せんには刃を迎へて解くの感あらん所謂中心點とは何ぞや即ち一方に於ては主として各學生に通じて最も必要な性格修養を目的とするものを必修科目として課すると同時に他方に於ては各學生の個性の要求に應ぜん爲め種々なる専門科目を選択科目として各科各部に分屬せしめ其内より各學生をして學習せんと欲するものを選修せしむると云ふ一一點にして然かも選擇に重きを置きたる制度たるなり

全體必修科目と部分必修科目との役目 科目は教育の主義目的上より之を彙類して必修科目と選擇科目の一一種に分つことは上述せる所なり尙必修科目を細別すること左の如し

必修科目	(一) 全體必修科目	(二) 實踐倫理
	(二) 體操	
(一) 部分必修科目	(一) 倫理	
	(二) 心理	
	(二) 國學	
(四) 英語		

(一) 實踐倫理は本校教育の中心學生生活の統一點人格修養の樞軸信念涵養の根源にして(二)體操は體性の宮殿自他幸福の基礎たる身體の鍛錬を目的とするものなり此の兩科目が全科全部全學年に通じて必修科目として課せらるゝは何人も首肯する所なるべし次に(一)倫理學は實踐倫理と相待つて人生の歸趣を會得し道徳の原理を理解し性格の基礎を建設するに必要な事なるが故に二學年を通じて之を課し(二)心理學は人心活動の法則を知り性格修養の道と學藝鍛磨の法を悟入するに缺くべからざる科目にして(三)國語及び(四)英語は共に發表理解の要具なれども我國語は國語中最も學習し難きものにして修業年限四ヶ年の高等女學校卒業生の國語力は極めて薄弱尙しく學習を加へしむるの必要あり又英語は少くとも理解の要具として多少なりとも研究生活を營むものに必須なる科目たると同時に父修養上頗る價値あるものなるを以て前者は一ヶ年後者は二ヶ年の部分必修科目として課することせり

主副專攻科目の役目 學生は各々個性を異にし體力を異にし其他の事情を異にするが故に選擇科目は主副の二種を設け各學生の要求と適不適に參照して或は主專攻科目のみを選択せしめ或は其上に副專攻科目を加ふることを許し適當の指導を與へて學習生活の集中點を造らしむる例へば専ら英語の學修に精神を集中せんと欲するものは英語を主專攻科目とするを得るも若しそれに加へて國語を兼習せんと欲する場合には國語を副專攻科目として選擇するを得るが如き是れなり

自由選擇科目の役目 然れども専ら一二の專攻科目園に没頭する場合には専門方面には造詣深きを得んも識見狹隘却て事物の眞相を看取し得ずして實際生活に多大の不利を招くの憂あるを如何せん是れ自由選擇科目を設け専門以外の科目にも注意を分たしめ多方面の興味を養はしむる所以なり勿論學生の希望により若し比較的の狭くして深く即ち研究に専門的色彩を帯びしめんと欲せば主專攻科目の外に之と同系統に屬し若くは密接ある科目を自由選擇科目として選び主專攻科目の補助科目となし得ざるにあらざるも自由選擇科目本來の役目は興味の分配と云ふ事に存するなり今選擇科目の種類及び役目を表示すれば左の如し

選 擇 科 目

(一) 主 專 攻 科 目 (主興味集注科目)

(二) 副 專 攻 科 目 (副興味集注科目)

(三) 自由選擇科目 (主要の役目……興味集中の補助)

部と科との意義 科目は教授學習の單位にして其性質の異同に依つて之を分類し類似せる科目を集めて一團としそれを部と稱し部も亦其性質の異同によりて之を分類し類似せる部を集めて一團とし之れを科と稱する迄の事なり即ち要するに部とは科目の集團にして科とは部の集團なり故に部とは必ず學習すべき一定數の科目に一定の教授時間を配布して構成せる學習課程にあらずして學校當事者は其の内より一定の科目を選抜して必修科目を指定し各學生は自己の要求に應じて其内より主副專科目乃至自由選擇科目を選抜し自己の在學中學習せんと欲する學習課程を編制する材料の供給所たるに過ぎざるなり

三、科目の選擇編成の方法

故に本校に入學せんと欲する者は第一に豫じめ自己の個性の要求、心身の強弱、父母先輩の意見並に時勢の要求に従して所望の部中より主専攻科目又は副専攻科目乃至自由選擇科目を選定し、入學許可の上校長の許可を得て卒業する迄の學習科目園を編制決定するものとす、而して各學生の學生の學籍は其の主専攻科目の所屬せる科及び部によつて決定し、然る後何科何部の學生と稱す、故に本校の學生は直接に科又は部に入學すると云ふべきものにあらずして、某科に屬する某部の中より一定の専攻科目園を選抜したる結果として自然に其の所屬學籍が其科其部に決定せらるると云ふが正當の考へ方なりとす

四、學習時間の割合

各學生の毎週學習時間は少くも十九時間多くも廿五時間なるが故に、全學習時間數に對する必修科目選擇科目の時間割合は左の如し

一、最少學習時間の場合

學年		全體必修科目		部分必修科目		選擇科目		計	
第一年	第二年	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
四年	四年	一四四	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
二年	一四年	九	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
五年	一八〇	一六	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
六年	五七六	二五	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
合計		五七六	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
第一年		四	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
第二年		四	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
第三年		四	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
四年		四	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
五年		一四四	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
六年		一四四	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
合計		一四四	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
第一年		○	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
第二年		○	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
第三年		二	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
四年		七二	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
五年		一三	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
六年		四六八	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
合計		五七六	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
第一年		一五	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
第二年		五四〇	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
第三年		一九	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
四年		六八四	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
五年		一九	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
六年		六八四	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
合計		一、五八四	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間
第一年		二、七三六	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間	毎週時間	一年時間

二、最多學習時間の場合

各學生は主専攻科目としては毎週學習時間八時間乃至十二時間、副専攻科目としては毎週學習時間四時間乃至八時間の範圍に於て選擇すべき規定なるが故に、此の第一の場合に於ては主副専攻科目を並修するに足る丈の時間なきを以て主専攻科目團と自由選擇科目の選修に局限せざる可らず、而して第一年には毎週六時間の選擇科目團學習時間あるのみなるを以て之を主専攻科目の基礎科目又は自由選擇科目に充當し、第二學年以上に於ては主専攻科目團と自由選擇科目を並修するを得べし

各學生は其必修科目及び專攻科目の外各自の選擇にかゝる科目を定めて學習課程表を作るべきものとす今其範例として家政學部に於ける數種の例を掲ぐ

一、家政學專攻志望生の學習課程編制範例

五、學習課程編制の範例

第一の場合に於ては選択科目學習時間に餘裕あるを以て主副專攻科目團を並修し得べきも又志望によりては主專攻科目團と自由選擇科目の學習に限るも妨げざるなり

小計		小計		小計		小計		小計	
自由選択科目		基礎科目		主専攻科目		家庭物理學		家庭化學	
小計	合計	小計	合計	小計	合計	生 理衛生學	家庭微生物學	研究 衣服	研究 住居
(一)	一	一	一	二	二	二	二	一	一
(二)	一	一	一	二	二	二	二	一	一
二	一	一	一	二	二	二	二	一	一
四	田園經濟學	宗教學概論	兒童問題	二	二	二	二	一	一
八	二	二	二	二	二	二	二	一	一

第一例（最少學習時間に近き編制例）

前掲必修科目と主専攻科目及基礎科目の表は次の自由選択科目表と相連絡合併して第一例となるものとす以下の各表總て之に従ふ

括弧内の数字は五年程度高等女學校卒業生の學習すべき時間數字を示す以下之に従ふ

表中の總計とは前掲必修科目以下主專攻科目自由選擇科目の全科目を含算せし時間數なり

第二例（最多學習時間に近き編制例）

總	計	二二(元)	一九	一〇	一一〇
---	---	-------	----	----	-----

自由選擇科目		英語讀解	二同上	二同上	二同上
哲學概論	二	教育學概論	二	兒童研究	二
生物學概論	(二)	經濟學	二	本邦法制	二
社交、禮法	一	國藝	一	兒童問題	二
社交禮法	一	衣服ノ發展	二	宗教學概論	二
田園經濟學	二	比較	二	二	二
小計	四	七	八	二	二
總計	一五	一	二五	二五	二五

第三例（同前）國文兼修

副專攻科目	國語概論	二	近代國文學	三	國文學史	二
言語學概論	二	中世國文學	二	同上	二	國文學史
四	四	五	五	四	四	四
四	四	四	四	四	四	四
四	四	四	四	四	四	四

第四例（同前） 理數兼修

總		小計		副專攻科目		物理學		數學		生物學概論		哲學概論	
二五	(四)	(二)	二	四	二	同	上	一	四	同	上	一	—
二四			—	—	—	—	—	七	三	同	上	一	—
二四			—	—	—	—	—	二	七	同	上	一	—
二四		二	—	—	—	—	—	二	家庭教育	同	上	一	—
二四	四	二	二	二	一	八	四	一	八	同	上	二	—

總		小計		副專攻科目		哲學概論		論理學		文學原理論		二近代文學思潮	
二五	(四)	(四)	二	化	學	二	同	一	—	—	—	—	—
二五			—	—	—	—	—	三	同	上	一	—	—
二五			—	—	—	—	—	一	同	上	一	—	—
二五			—	—	—	—	—	五	同	上	一	—	—
二五			—	—	—	—	—	九	同	上	一	—	—

第五例（同前）裁縫兼修

六〇

副專攻科目		裁 計	總	小	自由選擇科目	哲學概論	生物學概論	小	總
總	小	計	計	小				小	總
二五	(四)			(二)	(二)	四	四	同上	同上
二五	四			一	經濟學	教育學概論	哲學概論	一	同上
二五	四			—	二園藝	二兒童研究	二兒童研究	四	同上
二五	五			—	二衣履比較	二家庭教育	二家庭教育	六	同上
二四	六			二兒童問題	二	二	二	六	六

○其他の學科兼修の場合及び國文、英文、師範家政、社會事業等各學部の編制は上記の範例に準じて之れを知るべし。

日本女子大学校四十年史 編纂資料				
文部省	60	出版	新刊室	係
文部省				
摘要				

東京市小石川區高田豊川町十八番地

日本女子大學校

電話

校本
長宅
同三
一九〇
同三
一九〇
同同
同同
二、五
二九四

校牛
達三、
五〇〇
同
三、五
〇一〇

察舍
楓會
會舍
會牛
達三、
八二二

日本女子大学史資料集 第五一五

日本女子大学校規則

〔大正九一大正一二年〕

発行日 二〇一三年三月六日

編集 日本女子大学成瀬記念館

発行 東京都文京区目白台二一八一一
1112-8681

電話 (03) 598-1133七六

印刷 開成出版株式会社

〒101-0052 東京都千代田区

神田小川町三一二六一四

